令和２年３月16日（月曜日）

（会議第４日目）

応招議員

１番	小永正裕	２番	矢野依伸	３番	山本久夫
４番	山﨑正男	５番	浅野修一	６番	吉尾昌樹
７番	濱村美香	８番	矢野昭三	９番	宮地葉子
10番	澳本哲也	11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	尾﨑憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長　小橋和彦　　書記　沖　美佑

議　事　日　程　第　4　号

令和2年3月16日　9時00分　開議

日程第1　一般質問

日程第2　議案第59号から議案第128号まで

（常任委員長の報告・質疑・討論・採決）

日程第3　議案第129号

（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第4　議員の派遣に関する件について

日程第5　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

議　事　の　経　過

令和2年3月16日

午前9時00分　開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、宮地葉子君。

9番（宮地葉子君）

おはようございます。

今回は3点について質問を致します。

今回の会議は、なかなか押せ押せの感じでして、少し落ち着かないとこもあるんですけど。60分取ってますけど、多分60分はかからないと思います。まあ、答弁次第ですけど。よろしくお願いします。

それでは、1番です。地域おこし協力隊について質問します。

総務省が出している資料ですけど、地域おこし協力隊の概要ですが、次のようにあります。

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱する。隊員は、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みとあります。

活動期間は、おおむね1年以上3年以下。これには特別交付税がついてまして、隊員の募集等活動に要する経費が算定対象になるということです。隊員一人当たり400万円を上限としています。

この制度を活用している町内での現状ですが、前回、中島議員への答弁と重複するかもしれませんが、お尋ねします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

おはようございます。

それでは宮地議員の、地域おこし協力隊の町内での現状についてお答えを致します。

地域おこし協力隊制度は平成21年度から始まりまして、黒潮町におきましては、平成26年度に集落活動センターかきせの立ち上げのため協力隊を配置したのを皮切りに、これまでの5年間の間に、途中採用、途中退任を含めまして13名の方に従事していただきました。

現在、5名の方に広報作成やふるさと納税などの業務に携わっていただいております。

また、任期終了後の状況につきましては、これまで従事していただきました13名のうち5名の方が引き続き町内にお住まいになっており、地域の維持活性化につながっているものと認識しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

黒潮町では26年度からこの制度を採用して、現在は5名の方が、今まで13名の方って言われましたね。そういう方が隊員として来られたということでした。

町が発行しています広報ですけど、その広報にも黒潮協力隊というコーナーを設けて紹介はしておりますが、住民の方は、直接自分たちの暮らしに関係がなければ関心があまりないんじゃないかなと思うんです。何をしているかもあまり知らない人もおります。

今まで主にどのような活動を具体的にやってきたのか。現在はどのような地域に、この5名の方でしたけどおいでるのか。もう少し詳しくお聞きします。

それからですね、隊員一人当たり400万円を上限とする特別交付税がついているんですが、このお金はどのように活用されていますか。町の財源がこれで少し潤うと。そういうようなことはないでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

まず、どのような業務に就いているかにつきましては、先ほども申しましたが、集落活動センターの支援でありますとか、移住に関する相談や空き家の確保等、それから現在は町の広報等にも携わっていただいております。また、観光ネットワークの支援の方にも入っていただいておりまして、多岐にわたって支援をしていただいております。

また、教育委員会の方でもふるさと・キャリア教育ということで、そこに配置致しまして活躍をしていただいております。

次に、住んでいる場所につきましては、それぞれ町内皆さん住んでおりまして、大体その地域地域にですね、中山間の方にも積極的に住んでいただいております。

それから、交付税の方ですけれども。先ほど宮地議員の方からご説明がありましたように、一人頭上限で400万円ということで、特別交付税として措置をされております。

うちの場合は、まず人件費、それから家賃等の経費に使わせていただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

すいません、再質問というあれが、カッコ2番だったんですよね。変わらないと思います。1番も2番も大体似たような内容になってますから。

それで一つですね、その交付税は町の財源にも少し潤いますかっていうのをお聞きしたんですけど、それはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

当然、特別交付税で措置をしていただいておりますので、潤うといますか、それなりのしっかりとお仕事をしていただいておりますので、町としても助かっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

それでカッコの1番、2番もいったということで、カッコ3番の方に移ります。

いろんな活動されてるということでしたが、今のお話聞いてますと、農林漁業の従事者というのは少ないのかなと思って聞いてたんですが。

地方は、基幹産業である農林漁業の衰退が長引いておりまして、そして不況もあって、疲弊し続けているわけですよね、現在ね。で、少子高齢化が地方の衰退に拍車を掛けていると思います。人口減少は大きな問題として、全国どこでも喫緊の課題になっております。地方は農林漁業の一次産業が盛んでなければ、安定した暮らしは難しいと思います。かつては、地方が元気で活気があったころは、この仕事でご飯が食べれて、子育てもできて、あまり大きくなくてもマイホームが持てた。そういう時代でした。食べていけるなら後継者も心配なかった時代。今は、もう遠い夢のように思えます。

この制度が今の地方の現状を一歩でも改善してもらうということで、一歩でも住民が元気になるんでしたら、有効活用は大変必要なことだと思っています。5名の方が中山間にも入るし、いろんなことをされているというようなお話でした。1人でも2人でも、協力隊の方が黒潮町へ残ってくれて、田舎の良さを実感してここの住民になってくれるなら、こんないいことはありません。

町としては、今後どんな方向を持っているのでしょうか。お聞かせください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮地議員の、地域おこし協力隊の今後の方向についてお答え致します。

平成26年度から国の制度を活用してきましたこの地域おこし協力隊ですが、これまでの活動を見ましても町内の重要な業務を担っていただいており、地域活性化にもつながっていること、また、任期終了後も定住につながっているケースが多いことから効果の高いものであると認識しており、今後も引き続きこの制度を活用していきたいと考えております。

また、これまで活用できていない分野につきましても、マッチングするものがございましたら積極的に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

総称して言えば、そういうことになるかと思います。効果も高かったし、いろいろ活用していきたいということですが。

何といいますかね、私は一次産業がもう少し盛んになればいいなという思いもあって、そこに従事するだけが問題ではないんですけど、この方たちがどこまで地域おこしができるのかということは私もなかなか分からないんですけど。そういう方向、具体的に新しい分野も探していきたいというようなことでしたら、相手もあることですからなかなかこちらの思いどおりに人を集めるということはできないと思いますけど、こういうところに重点を置いて地域協力隊員を募集していきたいとか。

相手があるから難しいかもしれませんが、もしそういう方向を持っているようでしたらお聞かせください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問の方にお答え致します。

まず、今現在行っております、移住相談でございますとかふるさと・キャリア教育、ふるさと納税といった仕事は、もちろん継続をしていっていただきたいというふうに考えております。

ただ、将来的に、前回の中島議員の方からもございましたように、一次産業につきましても積極的にマッチングはしていきたいというふうに思っております。

しかしながら、この制度におきまして、この協力隊でイコールその一次産業にひっ付くというような制度をまだ作っておりませんので、ぜひそういったことはですね、こちらに赴任していただいた間の中の相談業務の中で、まずお話もしながら、それから地域を見ていただきながら、積極的にお勧めをしたいというふうに考えますし。

先ほど申しましたように、新しい産業。産業活動でありますとか、それからあと一次産業、農林業も含めまして、そういったことにもつなげていきたい。

まずは、マッチングがうまくいくかどうかというのもこちらも用意しまして、できる限り話し合いの中でそちらの方向も考えていただけるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

積極的に活用していくという答弁だったと思うんです。それは大事なことだと思うんです。

でも、この一人400万円の特別交付税ですけど、枠がないんじゃないか。何人やってもいいんじゃないかなと。全国の状況見たら、20何人採用してるとかいろんな所がありますので。

そういう意味ではですね、相手があるからどうか分かりませんが、割とたくさん応募していきたいのか。町の方向としてですね、大体5人ぐらいでもう把握し切れないというか何ですかね、サポートし切れないというか。そういう状況を見てるのか。

そのへんだけ、最後に教えてください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問の方にお答え致します。

まず、採用につきましては、今現在も来年度当初予算の方にも11名計上させていただいております。

各分野、今までお世話になりました分野にも、これ引き続きお世話になりたいというふうにも考えております。

ただですね、使うに当たりましてもやっぱり戦略的にしっかりと計画を練った上、将来のことを考えた上で、はめていきたいというふうにも考えております。

しかしながら現状と致しましては、募集を掛けておりますが現在5名ということで、なかなか応募していただけないという現状もございます。

できるだけ町の良さをPRしながら、工夫もしながらですね、地域おこし協力隊を有効に活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

町の職員さんのご努力、いろんなところで実ってるんじゃないかなと思います。

今後もまた、地域おこし協力隊について私も気を付けて見ていきたいなと思いますし、ご尽力していただきたいと思います。

これで1番の質問を終わります。

2番に入ります。2番の防災対策についてです。

カッコ1番です。

3月11日が来ますと、9年前のあの東日本大震災を思い出します。今年は残念ながら、コロナウイルスの関係で政府主催の震災追悼式は中止になりましたが、9年経った今でも復興はまだまだ道半ばで、そんな状況がテレビで流されると胸が痛みます。特に弱者の方々は、最後まで救いの網の目からこぼれ落ちて、いまだ苦しんでいる現状は忘れてはいけないなと思ったものです。

それと同時に、この日は自然の持つ力を再認識し、災害は当たり前にやってくるんだと思い改めて、備えの心構えに気を付けたいと思いました。

これまで防災対策については何度も、いろいろな角度から議会で質問をしてきました。そのたびに、町の取り組みは全国的にも先進を切っているのではと思っています。

2月のことですが、毎年、婦人会と老人クラブや社会福祉協議会等々で行っております黒潮町健康づくり大会という催しがあります。そこでは、いつもなら認知症とか高齢化においての心構えとか、そういう健康に関する講演がありますが、今年は町長のご配慮だと思いますが、東京大学の片田敏孝先生の、荒ぶる自然災害に向かい合う地域の在り方を考えるとのご講演を準備していただきました。健康づくり大会としては異質な取り組みでしたが、参加した方々からは、初めて専門家の話を聞いた、町民のみんなに聞かせたかった。これは婦人会の役員からの感想です。改めて防災について心構えの大事なことを知った等々、感想はいくらでもありますが、大変な好評を得ています。

住民の間でも、地震津波の取り組みは34メーターの衝撃を受けたころに比べますと少しトーンダウンしていることも致し方ないと思いますが、改めて常日頃からの心の準備は大切だし、そのためには健康に留意しなくてはいけないと感じてくれたことと思っています。町長と情報防災課のご尽力に感謝を致します。ありがとうございました。

前置きはこのくらいにしまして、質問の本題に入りたいと思いますが。

カッコ1番ですけど、以前から住民からもお問い合わせがありますが、高齢になったり障がいを持った方々など、災害時、逃げるのに大変な方々。要支援、要介護者、体の不自由な方々の避難は、1段高いハードルを越えなくてはならない問題だと思います。

課題も山積かと思いますが、どの程度まで取り組みは進められているのか、現状をお尋ねします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員の、要支援、要介護者の取り組みについてのご質問にお答え致したいと思います。

要配慮者の避難支援につきましては、福祉部署と連携した取り組みを進めております。

災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けされており、対象者は242人となっております。

しかしながら、黒潮町避難行動要支援者名簿の要件は、要介護認定3から5、身体障害者手帳1級または2級となっています。それ以外の方は制度的に含まれていません。

また、身体障害者手帳所持者のうち、視覚障害者と聴覚障害者は等級に関係なく名簿に載りますが、身体障害者手帳は申請制のため、手帳を持っていない方については名簿の対象となっておりません。

このため、行政の名簿だけでは対象者を全て把握することができないことから、抜け漏れが生じてしまいます。

こうしたことから、現在は地区として考える要配慮者名簿の作成作業を行ってるところでございます。地域の皆さんだからこそ、気付くこと、できることがあるというふうに考えます。日常生活の中で福祉の気付きを持てるようにすることが必要だと思います。

作成された名簿を基に、本年度は要配慮者の個別避難訓練を実施しております。福祉部署で行っております要配慮者のアンケート結果から見える課題と致しまして、要配慮者の方々の訓練参加が低いということがございます。防災訓練に一度も参加したことがない要支援者が4割以上も存在し、年代によっては6割以上の方が訓練に一度も参加したことがない結果が出ています。

このことから、防災訓練に参加できない、参加しづらい要配慮者の課題に対する防災を具体的に進めていくことが必要だと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

この問題はなかなか難しい点を持ってるとは思っております。

名簿作成をしても、要介護は3から5の人と。それから、身体障害者手帳ですかね、それは1、2級と。制度に含まれてない人もおるということなんですが。

犠牲者ゼロを考えると、いろんな方面から、いろんな形で整えていかなきゃならない。今までは、地区住民でいろんなワークショップもして、それから何回も集まって、どの道を通って逃げるとか、この道は広げてほしいとか、そういうことをして防災訓練も毎年やってます。で、参加者もそれなりに、もう一定決まってますけど割と参加して、夜もやったりしますから訓練されてるんですけど。そこに参加できない人、その意思はあるんだけど、高齢になってなかなか足が不自由だとか、それから体が障がいがあってなかなか行けないとか、そういう方は訓練からももちろん取り残されてるし、それから、今聞きましたら名簿からも取り残されている。こういう人をどうするかということはほんと、今進めてるんだと思うんですけど、今後どうするかなというのはいつも私も頭にもありました。

地区として考えると、地域が気が付くというようなことを先ほど、名簿の対象になっていない人ですよね。地域で考えていくんですかね。

こういうのは、どういうふうに捉えたらいいんですかね。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

先ほど言ったように、名簿というのは手挙げ方式、ご本人の意思がないと、そこに載らなかったりとかということがございます。

ただ、地区の中で避難に対する配慮者という方は、かなり多くいると思います。それが配慮者の中でもご高齢の方、また幼い方、身体に障がいがある方、それぞれいると思いますけども。高齢者の中でも、ひとくくり高齢者ということではなくて、避難できる高齢者の方もおられます。そうした方は、逆に支援に回っていただける可能性もあると思います。そこの中で、高齢者の中でどうしても地域の中でも支援が要る方というのはおられて、そこが名簿に載ってない状況もあるかもしれません。そうしたことを、まず地域の中で洗い出しをしていただくことも必要かなというふうに思っています。

そこの中で一定見えてくることもありますし、行政として何ができるかといったところを考えていくという一つになるかというふうに思っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

網の目から漏れている人、それをどう救うかということは、ほんときめ細かな対策が必要だと思うんですよね。

それで、地域で洗い出して要請していくと言いましたかね。

地域には要請してるんですかね。区長さんにはね。そういうことを実際、進めてやってるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

地域担当制の取り組みの中で、一定そういった方の、名簿に載ってる載ってないにかかわらず、地域の中で避難に対して困難な方ということをピックアップしてくださいということでお願いをして、現在、ある程度出来上がってる所もありますし、仕上がりつつある所もありますので、そうしたところは、ひとつ取りまとめていきたいというふうに思っています。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

地域でね、そういう人を把握していく。それは一番大事だと思います。やっぱり一番、一緒になって逃げるのは地域の方ですからね。

ピックアップして、今後どうしていくかというとこの話し合いといいますか、進め方といいますか。例えばですよ、東北の方では、玄関まで出てきてもらうとか、何だっけ、タオルを出してもらうとか、そんなようなのありましたよね。

いろいろなやり方があると思うんですけど、そういう具体的な話し合いよね。訓練、実際逃げなきゃなんないというのね。そういう話し合いまで詰めていこうとしているのか、いってるのか。

そのへんは、現状はどうですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

その活用に関しましては、これから取り組んでいくべきことで、これからどう対応していくかはこれから以降のことになるというふうに考えています。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

これから以降ということですが、現状ですよね。

現状はどの程度までいってて、難しいのかもしれませんけど、どのへんまでいってて、今ですね。要介護者、要支援者への、それから小ちゃい子どもさんだとかいろいろありますけど。そういう方たちへの手の差し伸べ方が、私はその差し伸べ方を最終的には聞きたいということなんですけど。

どの程度まで、今年度計画でやるとかですねいろいろ。一遍にいきませんので、町としても考え方があるんじゃないかなと思うんですけど。

すいません、もう一回そのへんを教えてください。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

まだ長期の計画で、これからどのように進めていくかというところまでは進んでおりません。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

課長の答弁もあっさりしてますから、何かどういうふうに質問を深めていくかなと思って苦慮しております。

これから進めていくということでしたが、カッコ2と大体入っておりますけど、今後どのような取り組みを考えているかということではですね、福祉避難所でしたか、そういうことの充実ということも関係ありますし、名簿だけではなくてですね。

そういうことも考えて、カッコ2番の、今後どのような取り組みを考えているかという点に移りたいと思います。

お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員のカッコ2、今後の取り組み方向と課題についてのご質問にお答えしたいと思います。

本年度は、聴覚障害者や視覚障害者の方の個別訓練を行いました。いずれの方も、これまで一度も防災訓練に参加したことのない方たちでございました。実際に訓練をする中で、必要な支援がそれぞれ異なるということも分かりました。

宮地議員ご指摘のとおり、要援護者等の自ら避難ができない方に対してどのように対応していくのか、ハードルの高い大きな課題でございます。

今後は、要援護者、配慮者の方々それぞれの状況を把握し、地域にお願いできる方は地域、地域で対応できない方は行政がしっかり担うといった、踏み込んだ総合的な仕組みづくりが必要と考えています。

要配慮者の避難支援につきましては福祉部署との連携が不可欠でございます。これから連携を深め、訓練等を通じて具体的な避難支援について、個別に検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

これから仕組みづくりをやっていくということですし、いろんなところと連携をしながら深めていくということでしたから、これ以上言っても、これからやるということでしたけど。

じゃあ道半ばということで、今年度なり1年かけて、2年かけてとかですね、一定の見通しを持ってやってると思うんですけども。それから、どの程度まで深めるというのは難しいですかね。そういう見通しを持った上で、こういうこと入り組んでいかないとなかなか大変な面もありますし、私はこの要支援、要介護者の名簿という点では、健康福祉課からの答弁が来るのかなと。防災課長でしたから、まあ考えたら防災ですからね、当然と言えば当然ですけど。

今後ですね、どういう計画性を持って進めるのか。そこだけを教えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

ご指摘いただいております、いわゆる避難高度要配慮者の方々に対する計画性を持った取り組みについてですけれども。

まず、先ほど防災課長が答弁しましたように、これまでいろんな取り組みを進めてきて、地域の力もお頼りしながら一緒にやってきた中で、この取り組みの延長線上になかなか解が見いだしづらい。そういったところについて、行政があと一歩、二歩踏み込むことができないかという本格的な議論を、令和2年度にスタート致します。

この要配慮者問題についての課題構造を自分たちがどう捉えているか。まず、これまで想定して進めてまいりました南海トラフの地震対策。ほぼ、津波対策でやってきたわけですけれども。いつ、どこで、どのような規模で起こるか分からない災害事象について、その際の避難行動要支援者に対する行動計画をどう組むのかというのは、非常にハードルが高い問題です。

だからといって、放りっぱなしということにもなりませんで。じゃあ、できるところはどこにあるのかということです。

そうなりましたときに、災害属性を考えたときに、例えば予測災害。これまで予測災害といいますと風水害、台風と申し上げてきましたが、昨今ではちょっと、急激に発達する線状降水帯等々もございましてなかなか予測しづらいところもありますが、南海トラフを起因とする地震よりもかなりの高い精度で予測ができる災害ということになりますと、その際の避難行動については行政があと一歩、二歩踏み込んだ、コミットができる余地があると思っています。

その次に、南海トラフの地震対策の間に恐らく、もう運用が始まっております臨時情報。こういったものが発令された時の対応。こういったものがセカンドステージかなと。

なので、まず予測災害時における、その災害時避難行動の要支援者、この方たちの避難行動をどう円滑に進めていくのか。まず、ここは手が着けられるところだと思います。そこについての協議を、令和２年度から本格協議をスタート致します。

まずそこの議論をしっかりと詰めて、要配慮者の避難行動を円滑に進める素地をまず作り、その上で、次のステップ、次のステップへと。こう進めていくのが、僕はあるべきプロセスだと思っています。

先ほど、防災課長が踏み込んで答弁しました、行政が担う。これかなり踏み込んだ答弁でして、これの具体的なプログラムについて令和２年度に協議を本格的にスタート致します。

まず、それの第一環として、ご質問の中でご紹介いただきました東京大学の片田先生に、職員向け、全員の職員が必ず１回は受講できるようにということで、３グループに分けまして講演をやりました。その際は、今回この場をお借りしまして答弁させていただいている内容同様でして、西日本豪雨の岡山の真備地区の事例を参考に、いわゆる命を落とされた方の属性がどうあって、そのときの状況はどうであったのか。こういったことから逆算していって、どこに、誰が、どういう手が打てるのか。こういったご講演をいただいたところです。

そういったことを内容をぎゅうっと詰めまして、令和２年度に行政組織として、直営部隊だけではなくて行政が持てる資源がたくさんございますので、それらがしっかりとコミットできる仕組みを本格的に協議をスタート致します。

少し、ちょっと分かりにくかったかと思いますが。

例えばですね、今進めているのは、地域の中でどういった方がおられるのかの正確な把握とリアルタイムな把握、これに努めているわけです。そういった方の命が助かるというロジックを完全に成立させるために、どこに脆弱（ぜいじゃく）性があって、どこに踏み込まなければならないのかという整理は、ほぼほぼできています。

ただ問題は、誰が、いつやるのかということでして。その誰がを、これまでは地域の自主性にお任せしてきたところがございまして。ただし、それだけでは、冒頭申し上げましたように、その取り組みの延長線上にじゃあしっかりとした解があるのかというと、命という切り口からはなかなか解に到達しづらい。こういうテーマだと思います。そこに対して、予測災害ではあるんだけれども、その際の対応について行政があと一歩、あと二歩踏み込む。それはある意味、選択肢としては行政が移送まで、その移送の分野まで担うことも選択肢として排除せず、検討をするということです。

議長（小松孝年君）

宮地君。

９番（宮地葉子君）

今お聞きしますと、かなりきめ細かな点まで整理されてるのかなと思います。片田先生がそういうところでアドバイザーとしておられるのかなとお聞きしたんですけど。

誰が、いつやるかということがほんとに難しい課題で、町長が言われたように津波、地震だけじゃありませんので。最近多いのはね、風水害ですから。そういうときに、昨年度の風水害の台風被害とか見ましても、２階の窓からタオル振ってヘリコプターに合図してて、どうして早く逃げないのかなと思ったりも、私ここで言ったと思うんですけど、それができなかったということですよね。

だから、それは若い人もおりましたけど、逃げたいと思ってもなかなか逃げにくい。それをどうするかといったら、今、町長の話では連れていくと。そういうことも行政がすると。移送というのはそういうことじゃないですかね。

そういうことまで踏み込んでるということでよろしいんですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

先ほど答弁で申し上げました移送は、移送の解釈は議員から先ほどおっしゃっていただいたとおりです。同様の解釈です。それを選択肢として排除しない。それらも含めて、検討するということです。

そのほかにもさまざまできることがあろうかと思いますので、それらを一切合切ひっくるめて、行政があと一歩、あと二歩踏み込んだ対応ができないか。その本格的協議に入ります。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

風水害については、今、風水害というか土砂災害ですよね。そういうことについては今、山間部の方でワークショップをやっておりますけど。

そこでもこういう問題っていうのは少し生かされてるといいますか、話されてるといいますか、みんなの中でですね。そういうことを常時、住民に返していくところまでまだいってないんでしょうか。

ワークショップの中で実際やられてます、こういうこと。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

地区内で、土砂災害のワークショップ、あるいはこれまで進めてきた津波のワークショップでも、やっぱコアとなるところはこの避難行動。例えば、あの方は避難行動が取れるのかどうなのかということは地域が一番ご存じであって、やっぱそこが一番配慮すべきところであるというコンセンサスといいますか認識といいますか、それは地域と行政も全く同様の認識であります。

ただし、そこになかなか具体的なアプローチがこれまで見いだすことができなかったというのが、これまでの取り組みです。

現在、避難行動の要支援者としては、底打ちですと多分130から140名程度だと思います。その中で、福祉分野で精査をして、ここはなかなかそのご家族とか地域の力だけでは避難行動を取ることが難しいでしょう。例えば、事前に分かっていてもその行動が難しいでしょう、というケースが約70ございます。こういったコアなところ、行政が全ての要配慮者の所に手を広げて、全ての避難行動を完了させるというのは、恐らく資源的にも限界がございまして。その中で、行政が担うべき部分をどう設定していくのか。これは片田先生からのご指導もいただきながらということになりますが、ある意味専門的知見をお持ちの方。例えば福祉分野であったり、日々その方とお付き合いをされているケアマネさんとかですね、そういった方との連携強化が必要不可欠です。

そういったこともひっくるめて、令和2年度に本格協議をスタート致します。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私が思ってたよりもっともっと深いところで行政の取り組みというのは進んでるんだなと、町長の答弁を聞

いてまして思いました。

今後もですね、大変高いハードルですけど、行政がまたこれを住民の中に返していって、住民も自分たちのことをして一定考えられたら、黒潮町全体で犠牲者ゼロっていうことをですね。今町長が言われたように、行政だけでやれるもんでは決してないし、自分の命は自分で守るけども守りづらい人が、実際網の目から落ちているんだよっていう点で、今日の質問でした。

また、令和2年度からですから来年度からですよね。始めるということですので、途中経過なり、議会の方にもお知らせがあるのか分かりませんけど、またその都度質問をさせていただきたいと思います。

これで、2番について終わります。

3番の、ジェンダー問題について入ります。

まず、カッコ1ですけど、男女共同参画については数年前から議会で取り上げまして、男女共同参画プランが黒潮町でもできました。

当時の担当は退職された武政課長でしたが、武政課長には、振り返れば随分ご迷惑も掛けたなとも思いがありますが、3 カ月間で相当急ピッチで形が整えられたような気がしています。実際の実務は、現在の青木課長が担当でしたので、青木課長はこの条例にご縁があるということになりますね。

婦人会は、町だけではなくて県の段階で、早くから男女共同参画の実現とエンパワーメイントの推進を年間活動の努力目標として掲げています。男性だから、女性だからというのではなく、一人の人間として、人は生まれながらにしてみんな平等であり、一人一人の個人として尊重されることは憲法 13 条にも明記されています。

私はこれまでの議会で何度もこの問題を取り上げてきました。町としても、この問題に真剣に向き合ってくれて、避難所運営やさまざまな取り組みに女性の参加を取り入れてくれ、また町の管理職にも女性の登用が実現し、一歩ずつ前進していると思います。

今議会で、男女共同参画計画策定委員会設置条例の制定が提案されています。

どのような背景で出されたのか。また、どんな方向を考えているのかをお尋ねします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは私から、宮地議員のジェンダー問題についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、前段の、どのような背景で今回議案として出されたのかということについてお答えをさせていただきます。

本3月議会に提案しております議案第89号、黒潮町男女共同参画計画策定委員会設置条例につきましては、他の議案第 72 号から 101 号まで議案と同じように、地方自治法の規定に基づき、法の定める付属機関であるかどうかの確認作業を行った結果、付属機関であると認められたことにより、今回条例の整備を行うものであります。

黒潮町の男女共同参画計画につきましては、ささえあいみんなが輝く黒潮のまちを基本理念と致しまして、平成27年3月に策定しております。この計画に基づきまして、男女共同参画の意識づくりや性差、性の違いに配慮した人権の尊重を推進するために、職場や家庭、地域における男女共同参画の推進に取り組んでいるところです。

本計画の策定に当たりましては、平成26年11月に男女共同参画計画策定委員会設置要綱を制定致しまして、町民や各種団体の方、また、男女共同参画に関し知識や経験を有する有識者の方等を、12名の方を委員として

委嘱して計画策定の協議を行いました。

翌27年の3月に策定されたものが、現在の黒潮町男女共同参画計画であります。策定当時、私も担当係長として携わっておりましたが、議員も委員として参加していただいておりました。大変ありがとうございます。

なお、今回の条例制定後に、新たに委員会の規則も策定することにしております。今後、男女共同参画計画の見直しを行う際に、この今回の条例と後で策定する規則に基づいて運用することにしておりまして、現在あります委員会設置要綱は廃止する予定であります。

次に、後段のどのような方向を考えているかというご質問についてお答えをさせていただきます。

計画の、ささえあいみんなが輝く黒潮のまちの基本理念の下、ともに認め合うまちづくり、ともにいきいきと活躍できるまちづくり、ともに安心して暮らせるまちづくりを基本目標と致しまして、職場や家庭、地域社会において男女共同参画を推進する施策を行っていきたいと考えております。

その具体な施策と致しまして、町所管の委員会や審議会への女性委員の数を増やすことで、より多様な意見集約を可能にしたり、町が主催する各種講演会や研修会において、女性の人権やLGBTの性の多様性に関する内容を増やしてしていきたいと考えているところです。

その一環と致しまして、昨年度の町人権教育研究大会の記念講演や、本年度の同和教育推進講座の第3講座において、性的指向、性自認に関する講師をお招きして、その課題に関する知識と経験を深めたところでございます。

なお、平成27年3月に黒潮町の男女共同計画を策定したときの委員会の委員は12名おりまして、そのうち女性委員は6名でした。男女の比率はちょうど50パーセントです。また、本町の人権施策基本方針を審議する機関と致しまして黒潮町人権尊重のまちづくり協議会がありますが、その委員は17名でございまして、うち女性委員は7名、構成率は41.2パーセントとなっております。

その一方で、本町の各種委員会や審議会における女性委員の割合は平均で 26.7 パーセントくらいでありまして、まだまだ低いのが現状でございます。計画では数値等の努力目標は設けておりませんけれども、これらの数値を上げていくことが今後の課題であると考えているところでございます。

いずれに致しましても、黒潮町男女共同参画計画に明記された基本理念や基本目標の下に、これからの黒潮町の男女共同参画を推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

この条例ができた背景というのは、そのほかの条例と一緒ですので大体分かりました。そういうところで設置されて、今後スタートしていくんだなと思います。

今、課長が言われましたように、それなりに取り組みは進めてるということでした。

男らしさ、女らしさという考え方は、私たちの年代では子どものときから当然のこととして育ち、頭の中とか体の隅々まで刷り込まれていますが、近年はだんだん変化をしてきました。

職業の世界では、例を挙げますと、看護師さんとか保育士さん、警察官、消防士等々、男女共に従事しておりますし、スポーツの世界でも、剣道、柔道、レスリング、サッカー等々、男だけ、女だけのスポーツということは、今ではなくなっています。例外的に、土俵に女性は上がってはいけないという、一昨年に驚くようなニュースもありましたが、まだまだ道半ばであることも事実です。

1979年、昭和55年ですけど、女子差別撤廃条約が国連で採択されました。日本は1985年、昭和60年に条

約を批准しました。そのことにより、3点の国内法が整備されました。

1点目は、国籍法を父系血統主義から、父母両系血統主義に改正。

2つ目に、家庭科の女子のみ必修を、男女必修へ。

3点目に、男女雇用機会均等法の法制化。この3点でした。

それにより、1985年、昭和60年に、高校家庭科が男女共に必修となり、教育上の大きな転換点となりました。1991年には育児休業法が成立し、96年に育児介護休業法として制度が拡充されております。

ここに、県の男女共同参画センターが発行しています、ぐーちょきぱーというパンフレットがあります。そこに、今私が言った経過等々が載っております。このパンフを開きますと大きな字で、女、男である前に、一人の人間と、この問題を大変簡潔に、そして分かりやすく書いてあります。

私は男女平等に関する質問では、いつもこのパンフの特にこのナンバー4 を紹介していますが、大変優れたパンフだと今も思っています。今回の条例の下で委員会を設置するとしたら、新たな委員のメインバーになられた方々には、ぜひ全員の方に一読をお願いしたいと思います。町からの配布をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

男女共同参画の問題は、先ほども言いましたが、これまでの社会の中で長年、慣習として古い考え方が体の隅々まで入り込んでおり、一つの文化になっています。委員に選ばれる方はもちろん優秀な方たちで、勉強してるとは思いますが、本質に迫るそういう勉強、もちろんしてると思いますけども。いま一度、委員としてはですね、こういう県が出してる身近な教科書といいますか、勉強しやすいもの。ナンバー4 ですからいろいろあるんですけど、それらも。これ、だいぶ前に出てます。ありますので、ぜひそういうことも勉強して深めていただきたいと思います。

そしてこの条例を作った後ですね、今後、具体的に何か活動をしていく。そういうことがありましたら、考えが大体こういうことをしていきたいということがありましたら教えてください。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の再質問にお答えします。

現在、黒潮町では、町の人権施策基本方針の見直しを行っております。その中に、そのLGBTの問題等ジェンダーの問題も入れることにしております。

それを踏まえまして、5 年前に策定した男女共同参画の見直し時期にもなってきておりますので、この条例が可決されまして、また来年か再来年には新しい委員さんを委嘱させていただいて、男女共同参画計画の見直し作業を行うことになろうかと思います。そのときには、先ほど議員が申されましたそのような資料等をお示しして、より内容を詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

ぜひですね、県が出しているこのぐーちょきぱーという資料、ほんとに私は良くできてると思いますので、課長も取り入れたいと思うということでしたので、よろしくお願いしたいと思います。

それでですね、町の広報ですけど、町の広報は毎年6月に男女共同参画のコーナーというのを設けてあったんです。この問題を取り上げておりました。いつしかなくなっておりまして、武政課長のときに要望して復活

したというふうに記憶しておりますが、現在はどうなのか確認しておりませんが。

もしコーナーがなくなっておりましたら、この条例を作ったことをきっかけにぜひ復活してほしいと思いますが、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

そのコーナーの件につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私も確認してないんですけど、今、広報に載ってるかどうかも定かでないということで捉えていいですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

すいません、現時点で確認が取れておりませんので、検討させてください。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

はい、分かりました。

ぜひまたですね、そういうコーナーがなければ広報の中に取り入れていただけたらと思います。

それでは、カッコ2の方に移ります。

近年になって、やっとジェンダー問題が具体的な課題として世間に浮上し、男女平等、女性差別撤廃問題だけでなくて多様な生き方の問題、男性、女性として、人をひとくくりするのではなくて一人一人の問題として広がってきました。

町の方でも、この条例をきっかけにLGBTの問題も取り上げると言っておりましたが、このような世の中の動きに合わせて、パートナーシップ条例、制度ですね。を導入する自治体がだんだん出てきております。

この制度は、戸籍上の性別が同一であり、二者間の社会関係を公的に同性カップルと認める制度と、そういう説明がありますが。性的少数者のカップルを公的に、婚姻と同等の関係と認める仕組みとして、全国で導入が始まっています。

現在、導入予定と検討中は約30自治体、既に29自治体でこの制度を実施しています。この制度で同性のカップルが公認されますと、例えば不動産の賃貸契約とか、病院の面会で断られるケースがあるそうですが、家族を対象にした行政や民間のサービスなどを利用できる、そんな道が開けます。

茨城県では、証明書だけでなく親族同士を条件とする県営住宅への入所申請、県立病院での面会や手術の同意などができるといった、具体的な施策を持っています。

高松市は今年の4月1日から導入予定だそうですが、町も時代の流れを酌み取って、これこそが人権問題の重要課題だと考えますが、パートナーシップ条例を取り入れてほしいと思いますがどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、パートナーシップ制度の導入について答弁をさせていただきます。

パートナーシップ制度とは、同性のカップルを自治体が婚姻に準ずる関係として認める制度であり、日本国内では2015年、平成27年に東京都渋谷区と世田谷区で初めて導入されております。以後、本年1月末までに全国で30を超える自治体が導入しており、今後も複数の自治体が導入を予定しているところでございます。

民法で定められた正式な夫婦ではありませんので、税法上の配偶者控除等は受けられませんけれども、大手生命保険会社では、このパートナーシップによる証明書を提出することで、被保険者の保険金受取人になることを可能にしている事例もあります。

現在、黒潮町では、先ほども申しましたとおり黒潮町人権施策基本方針の見直しを行っております。その中で、今回新たに犯罪被害者やインターネットによる人権侵害とともに、性的指向、性自認に関する内容を追加することにしております。その中で、性の多様性について理解を深めるための教育や啓発を推進すること、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に対する相談窓口や支援体制を充実することを明記しております。今まで以上にこの対策が進んでいくことだと思っております。

その一環と致しまして、先ほども申しましたとおり、町人教の研究大会や同和教育推進講座において、この性自認に関する講師をお招きして研修会を行っているところです。

その一方で、2 年前に行った人権課題に関する住民意識調査におきましては、関心のある人権課題についての質問では、障がい者問題が60パーセント近い方が関心を示しているのに対しまして、この性の多様性に関するLGBTの課題は14.3パーセントと、まだまだ関心が低いのが現状でございました。さらに、町が行っています人権相談や悩み事心配相談においても、本課題に対する相談は今までに1件もないのが現状でございます。

このような状況でありますので、現時点では本町におけるパートナーシップ制度導入に対するニーズがすごく高くなっている状況ではないように思われます。しかしながら、黒潮町は全ての人権が尊重されるまちづくりを推進しております。今後もそのために施策を推進してまいりますので、社会情勢の変化や住民ニーズ、また、他の自治体の動向を注視しながら、時期を外さない形、タイミングを外さない形で、導入に向けての判断をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

町としても、全国的な流れといいますか、世間の流れの中で一定考えてるんだという話でした。

住民ニーズが低いというのは、私は当たり前だと思うんです。というのが、少数者ですから。該当する方はね。または、1 件も相談がないと言われますけど、相談、なかなかしたくてもできないというのが、いろいろ話を聞いてますとそういう現状がありますよね。だからこういう制度を作っていくというのが、今全国的に進んでるんですけど。

高知市では、12月議会で岡﨑市長が、多様な性の在り方に対する理解の促進につながる、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会づくりにつながる、と意義を強調しています。そして、人権行政の重点課題として制度制定に向け、プロセスも重要であることから20年度をめどに対応方針を策定し取り組みを進めたいと、積極的な答弁をしています。

その後、2 月に高知新聞に載ったんですが、パートナーシップ宣誓制度を導入するよう求める署名が市に提

出されたという記事です。そこには、高知市は昨年、ワーキンググループを設置して、性の多様性への対応を検討している。岡﨑市長は具体的に検討していくと前向きに答えた、と書かれてあります。

多様な生き方として、同性カップルであっても家族として認める取り組みは、先ほど課長からも少し触れましたが、民間では一足早く進んでいます。生命保険会社のことが出ましたが、第一生命、日本生命、ライフネット生命は、同性パートナーの保険金受取指定ができて、手続きも簡素になったそうです。また、携帯電話会社のAU、ドコモ、ソフトバンクは、家族割りサービスの対象にしたということです。日本航空、全日空は、マイルを分け合えるようにしたとか、このような取り組みが民間の中ではもう進んでおります。

多様性とか、性的少数者の人権の尊重を掲げ、戸籍上の性別が同一であることを認め証明書を発行することは、先ほども紹介しましたが、賃貸住宅への入居とか病院での緊急時の面会などの場面で、家族として扱ってもらえる。人としては当たり前の権利が、性的少数者に与えられる社会に一歩前進するのではないでしょうか。当事者たちは差別や偏見に苦しんできたし、現在も苦しんでる人たちがたくさんいますが、このところ世界各地で市民権が与えられたり、人間らしく生きられる世の中に足を踏み出しています。

町も先ほどの話で、こういう問題にも目を向けて、LGBTなんかを議会で取り上げたのは私も初めてですけど、答弁も初めてじゃないかなと思うんですが、そういうことに踏み込んだ話ができるようになりました。人権問題として、早いうちに町としても理解とともに何らかの取り合いを今しておりますが、今後ですね、課長の話では、タイミングを外さない程度で取り上げていくというようなことでしたが、今後、何らかの手立てを打っていく。そういうスケジュール的なことといいますか、そういうようなことはできてるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

先ほども申しましたとおり、現在黒潮町では、町の人権施策基本方針の見直し作業を行っております。その中で、今まで明記されていなかったこの性的指向、性自認に対する項目を入れてですね、黒潮町の在るべき、進むべき方向性を示しております。

まずそれを行った上で、今後のそのパートナーシップ制度導入についても検討していくことになろうかと思いますので。

現時点では、その人権施策基本の見直しの方に注力をして行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今日提案したからすぐ、はい、やりますということにはなかなかならないのが現状ですし、まあ前向きに検討してくれると。そして、まな板の上には乗ってるということですので、今後、その方向性を見守っていきたいと思います。

少し方向を変えて質問しますが、女性として育てられ、男性として生きている、トランスジェンダーの方の話です。一人一人の性を大切にする社会へ、という本を出しております。

トランスジェンダーとは、出生時には判断された性とは異なる性自認を持った人だそうです。LGBTのTのところですね、トランスジェンダーと。この方は子どものころ、制服のスカートを履かされたり、作文で僕ではなく私と書かされたりすることが受け入れられなかったそうです。思春期になり体型が変化してくると、なぜ

男として生きられないんだろうかと、世界が終わったような感じがしたそうです。

その後、この方は男として生きることにしたそうですが、その中で体験したことですけど、足を開いて座ると、女だと思われていたときは注意された行動が、男だとオーケーになった。自炊してるというと、男はすごいと褒められた。褒められること、たしなめることが性別で全然違う現実を体験し、トランスジェンダーでも、男性でも、女性でも、自分の好きなように振る舞う権利があるのではないかと思ったそうです。

私は、誰もが自分らしく生きられる社会、これこそが町が取り上げている人権尊重のまちづくりだと思います。町としては、パートナーシップ条例の導入を今後、一歩前に進めてくれるということでしたが、近いうちかもしれませんが避けて通れない問題として浮上してくると思います。

そういうふうに考えますと、教育の上でも必要ではないかなと思いますが。LGBT 等について知る機会が教育現場や社会で増えますと、当事者は、自分は間違った存在なのかと悩む人も減りますし、社会の偏見も減ると思うのですが。

学校教育の中で、性の多様性等を取り上げることはありますか。もしないとしたら、今後見通しはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

学校教育の現場で、この LGBT の部分のこの教育はどのように進められておるかというご質問だったと思います。

この教育につきまして、黒潮町の人権教育の基本方針の部分でもございますが、共に生きる力を育てて、自分ができることは何であるかということを考える、ということも一つ挙げております。

その中で、各学年に応じまして、子どもの成長段階に応じましてこの女性問題、そして LGBT の問題につきまして、全ての学年が取り組んでおります。

あとそれから、そういう基本方針に基づいて日常生活の中でも、男女のそういうお互いの尊重、そして理解につきまして進めるような学校生活を送っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私も知らなかったですけど、今の学校教育に取り入れられてるということで、大変、世の中進んでるなと思いました。

男性、女性ということは、生まれたときに両方の性器を持っている、そういう人も実際おります。これは私は新聞で見たんですけど、いろんな人がいるんだなっていうことを、多様な人が生きてるんだなっていうことを、この問題にいろいろ関心を持ってから知ったことですが。学校教育、小学校、中学校の中で、こういうことが以前は全然なかったことですからね。差別や偏見が主でしたから。そういうことがなくなって取り入れてくれてるということでしたので、ぜひ広めていっていただきたいと思います。

そのことについて教育長、何かありますか、この問題について。なければいい。ありますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致したいと思います。

一般的に、自分の性について違和感を持っている子どもというか、人というのは10人から20人に1人ぐらいいるというふうにいわれております。

従いまして、私たちの気付かないところで子どもたちがそのことで苦しんでいるというのが、多分知らない場面でたくさんあるのではないかと思っております。そのことについては十分配慮するように、文科省からも、それから県庁からも通知がなされて、そのように現場の先生方にはお願いをしてるところでございますけれども。

それは性自認に関する苦しみだけではなくて、さまざまな生活の場面で、いろんなことで悩みや苦しみを持っていることとも併せ持って、日々子どもの変化や体調や顔色を、日々見ながら子どもに接していただくというのは基本中の基本であろうと思いますから、この性自認に対してだけ、先生気を付けてくださいねということではなくて、それも含めて子どもたちには安心して学校に通えて、安心して社会で生きられるように接していただくように、これからもお願いしていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

子どもたちが安心して社会で生きていけるような、そういう教育方法、方向。もちろんこの問題、LGBTだけの問題じゃなくて、広い意味でそういう方向を持っていという教育長の答弁に、大変安心致しました。

これからも、そういう子どもたちの安心、安全な学校教育を続けていただきたいと思います。

カッコ3番に移ります。

世界経済フォーラムが毎年発表しておりますジェンダーギャップ指数、各国の男女格差の度合いを順位付けした指数ですけども、2019年の日本の順位は、153カ国中121位で過去最低でした。先進国首脳会議G7の中でも、圧倒的に低い順位です。日本がまだまだジェンダー平等に程遠く、世界から遅れている現実です。

一昨年も、女子受験生を不利に扱う医大の不正入試の問題が発覚しました。また、国会議員の中で、LGBTカップルは生産性がないと発言するようなこともありましたが、全体的には徐々にではありますが社会の認識は発展していると思います。どんな性にだって好きに振る舞う権利がある、一人一人の性を大切にする、という声を挙げているのは先ほどのトランスジェンダーの方の言葉ですが、最近はこのような言葉を、自分がその方面にアンテナを張っていればたくさん耳にすることが増えてきました。生き方には多様な生き方があって、その選択肢を増やすことが大事だと思いますし、ジェンダー平等は女性の解放だけでなく、あらゆる生きづらさを解消することではないでしょうか。誰も抑圧されない社会。誰も抑圧されない社会が、ジェンダー平等ではないかと思います。

ジェンダー問題について、町長はどのような見解をお持ちでしょうか。お伺いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮地議員の、ジェンダーフリーについてのご質問に答弁させていただきます。

ご質問にもございますように、近年このジェンダーフリーに関してはクローズアップされまして、先進的な取り組みも出てまいりました。また、国連が定める17の持続可能な開発目標の一つにも、このジェンダー平等の実現がうたわれております。さまざまな視点、観点から実現目標が掲げられ、その進捗（しんちょく）の度

合いには濃淡ございますけれども、世界で取り組みが進められているところであると認識しています。

ご質問の経過についてまず、ジェンダー問題の本質を自分なりに申し上げますと、生物学的性とは別に社会的、文化的に形成されてきた性別がございまして、この社会的、文化的に形成されてきたとされるがゆえに、その性別に対し既成概念化や固定観念化、また無意識下でのコンセンサスやある意味での社会的な同調圧力、こういったものがこの問題の解決を遅らせてきた。これがまず1点だと思います。

それから次に、その結果として、本来有しているはずの権利、この場合は人権です。が侵害されてきた。

そして3点目には、その解決に向けては、その目標をしっかりと掲げ、一定ポジティブアクションの手法を使わないと解決には至らない、または解決までに期間を要し過ぎるということ。

そして最後に、社会的同調圧力もあり、これまで個人としてなかなか声を挙げづらかった社会情勢があった。

これらが、私が考えるジェンダー問題の本質であろうかと思っています。

その上で見解を申し上げますと、ジェンダーの不平等は本質的には、当然のことですが人権課題でありまして、さまざまな人権課題同様、そのそれぞれについての合理性、必然性はないというのが私の見解です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

大変よくまとめられておりまして、難しい言葉もありまして。

少し理解できなかったのは、もう少し具体的に言ってほしいことはですね、合理性、必然性と町長は言われました。

この具体的な、もう少し、どういうことになりますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまで宮地議員にはこの質問をたびたび議会でご指摘いただいておりまして、そのお言葉をお借りすると一番分かりやすいのかなと思うんですけども。

こういうことなんだとか、こういうものなんだということではない、ということです。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

確かに、この問題は長い時間もかかりました。私が議会で質問したのも一歩ずつ町長も取り入れてくれて、最初の言いましたけど、いろんな審議会では会に女性の割合も頭に入れてくれてますし、それから町の管理職にも女性の登用ということはずっと言ってきまして、実現しました。そういう点で、ほんとに前向きに考えてくれておるということは大変ありがたいし、今後、行政としてはねそうしていくべきだなと思っております。

国連のグレーテス事務総長が3月8日の国際女性デーを前に、2月27日、ニューヨークの大学で講演をしています。今こそ政府や議会、会社の役員会など、全てを男女平等にするときだと訴え、奴隷制や植民地主義が過去の汚点だったように、男女の不均衡は21世紀の恥となると述べています。多様性の生き方が当たり前の文化となり、誰もが自由で一人一人が大事にされる。そんな社会に、一日も早く一歩でも近づくために、町としてもこれからも今以上に力を尽くすことを求め、また、私たちも一生懸命頑張っていきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、10時30分まで休憩します。

休　憩　　10時　19分

再　開　　10時　30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山﨑正男君。

4番（山﨑正男君）

それでは議長の許可が出ましたので、質問させていただきます。

今日も、この庁舎に来るときにもう既にヤマザクラも咲きまして、世の中は三寒四温を乗り越えつつ春めいてまいっております。どうかこの私の今回の質問のウイルスの問題も、早め早めに対策を打って、皆さまが安心できるような日が早く来ることを望んでおります。

それでは質問致します。1番、ウイルス対策について。

新型コロナウイルスの感染問題は中国から発症し、世界中で感染が拡大し、また国内でも日々感染の拡大が報道されています。政府においても対策が次々と発信されておるところです。

現在、高知県下にも感染者がおりますので、誰もが驚きは隠せない状況であります。新型コロナの予防対策は対岸の火事では済まされない。切迫した危機感を持つ必要があると感じます。町民の不安を取り除くため、現状で黒潮町の対策はどうなのか問うという質問であります。

もう既に何人かの同僚議員から質問されて、いろいろ対策打たれておりますが、私なりの質問ですので、簡潔で結構ですのでそれなりにお答えください。

まず、1問目ですが、公共施設等への対策をどうするか。

公共施設対策、教育対策、福祉対策、観光対策等先手を考え、事前に予防できることはないか。速やかに手を打つべきと考えるが、執行部の方針はどうかという質問です。

質問を出して以来、日々たっておりますので変化もありますが、それなりにお答えいただきます。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは山﨑議員の、公共施設に関するご質問に答弁させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染予防と感染拡大予防と致しましての公共施設の対策です。

まず、大方あかつき館につきまして、3月4日から3月15日まで、上林暁文学館は閉館、会議室は利用禁止とさせていただいております。レクチャーホールは3月4日から3月31日まで使用禁止。なお、図書の貸し出しにつきましては、長時間の滞留等々の規制をかけながら、最小限の貸し出し業務について、今、業務執行を行っているところです。

また、教育の分野におきましては、2月27日、総理より、全国の小中学校および高等学校、特別支援学校の休校要請を受け、検討させていただきました結果、町内小中学校を、3月4日から24日まで臨時休業と致しました。保育所につきましては、閉所せずに、感染予防を徹底的に行い、開所と致しております。子ども子育て支援センターおよび児童館につきましては、学校の休業に併せて閉所と致しております。なお、放課後子ども教室につきましては、感染予防の徹底化を図りながら、午前8時から午後18時まで受け入れております。特

別支援学級通級児童生徒につきましては、保護者の要望により学校で受け入れ、社会体育施設の学校開放体育館および、ふれあいセンターは3月4日から3月中、利用禁止とさせていただきました。

福祉分野におきましては、各福祉施設に国や県からの通達を随時情報提供させていただきますとともに、感染予防と重度化予防のお願いをしております。

また、町関係施設として、介護施設、障害者施設、保育所、宿泊観光施設等、衛生用品、マスクや消毒液の調査を行いまして、全国的にマスクが品薄となっている現状を踏まえ、感染予防および重篤化予防の観点から、高齢者や障害者、子どもが利用する介護施設、障害者施設および、保育所や町外客を受け入れる観光関連施設でのマスク使用状況を確認の上、黒潮町の備蓄から必要枚数を3月15日までを基準として、不足が生じている施設等に3月2日からマスクを、3月4日からは消毒液の配布を開始致しております。

観光対策と致しましては、事前の対策につきましては、1つには2月29日、宿泊事業所の皆さまと意見交換会を開催し、幡多保健所から発出されました、旅館業等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応を順守していただくこと、および、それに加えまして、マスクの着用、アルコール消毒液の使用、こまめな手洗い、うがい、および部屋等の換気、体温計の備え付け、風呂や食事の時間差対応、消毒薬による拭き取りなど、感染予防とともに感染者を出さない、広げない対策の徹底を要請してきたところであります。

また、そのほかの体験観光事業者や、道の駅などの観光関係事業者の皆さまにも予防対策の要請を行ってまいりました。併せまして、観光関連施設を利用するお客さまに対しましては、感染予防策の周知として、予防対策などを記載した掲示文書を町が作成し、事業者さまにご協力をいただき、配布、掲示をいただいております。

なお、これらの事業者の皆さまには町内外の不特定多数のお客さまと接する機会が多く、また、1つの施設内に長時間一緒に滞在する機会も多いため、感染の危険度が相対的に高いと考えられます。その感染予防をするためには、マスクを着用するなど、咳エチケットが重要だと厚生労働省が示しておりまして、観光関連事業者の皆さまの予防手段を充実させることで、町内での感染者の発症の危険度を大きく抑制できると考えております。

引き続き、住民の皆さまの安全、安心を第一に考え、今後も町を挙げて全力で対策を投じてまいります。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

町を挙げての適切な対応をされていると思いますが。

1点だけ、黒潮町が対策を打つこの執行部の皆さん方、皆さまの安心、安全はどのように考えておられるのでしょうか。

これは、職員の皆さんも人間ですので、いつ感染するか分かりません。感染予防もしなければなりません。窓口での対応もしなければなりませんし、それぞれの出先機関でも対応せないけません。そうした場合に、自分たち自らが安全であるという、そういう対策はどのように考えているか、お答え願います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

特段管理職のみをもってということではございませんけれども、総務課長通知と致しまして、職員に指示を幾つか出しております。

例えば、出勤前の検温でありますとか、あるいは手洗いの勧奨、また随時、職場の換気作業と。こういったことで、職員の健康管理、あるいは発症時にしっかりと感染経路を追えるための履歴の整理、こういったものを指示しているところです。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

特に住民と接する場合に、そういう担当の部署、この方たちには特に注意を促しておいていただきたいと思うがですが。

これは、この感染は目に見えないので、うつしてもいけない、うつってもいけない、こういう状況があります。そこの対応される担当、たまたまこの担当でおらるときに対応ですので大変じゃろうとは思いますけれど、ぜひ注意していただきたいと思います。

それと、まだ黒潮町には感染はおりませんし、高知県下でも、やや、12人が6人というようなことで減る傾向にはありますが、我々職員が健康でおるためには、出張。どこへ出張するのかによって、また会合。どういう会合をされるかによって、そいう感染を受ける場合も無きにしもあらずでございます。ぜひそういうとこもですね、今後注意点として持っておいていただきたいと思います。

それから、私、今回のコロナ感染の問題では、やはりもっと早急にですね、例えば、玄関口あたりにコロナ感染が流行しておりますと。黒潮町もただごとではありませんと。皆さんのご協力をお願いしますというような大きな看板をですね、やっぱり出先機関それぞれの所へは出しておくべきじゃないろうか。広報で相談窓口は県のどこそこだというようなことで出されておりますけれど、もっと切迫した感覚を大文字で、赤い表題でとかいうことでやっていただけたらありがたいかなと思ったところです。もうそれぞれ手は打っておられますけれど、ぜひ。住民の方はテレビで見て、文書で見てもすぐ飛んでいく場合がある。私なんか特に飛ぶ方ですので、何かこう役場へ来るなり、いつも緊張感を持って乗り切っていこうという、そういう気持ちが見れるというとこが出てくればいいかなと思います。

これはお願いですけど、総務課長、どうでしょうか、そういう案は。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

山﨑議員の再質問にお答えします。

議員から看板の設置等のアイデアがございましたが、今後の推移を見守りながら検討をしていきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

それでは、次の2番に移ります。町民生活の不安解消はどうするか。予防対策、相談窓口対策、町民生活の注意など、協力を要請するにはどうすればいいか。

このことについてお聞きします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、町民生活の不安解消に対するご質問にお答え致します。

まず、新型コロナウイルスについての相談窓口として、万が一新型肺炎が疑われる症状等がある場合、感染を拡大させないために、医療機関を受診する前に、まず、新型コロナウイルス相談センターや厚生労働省相談窓口にご相談をいただき、アドバイスを受けた上でのご対応をお願いしているところです。注意喚起と致しまして、住民の皆さまにおかれましては、基本的な感染症予防の取り組み、この場合、手洗いとか咳エチケット等が含まれまして、その徹底と、閉鎖空間において近距離で多くの人との会話をするなど、環境化にはできる限り身を置かないよう、感染拡大防止に努めていただきたいとの旨の内容のチラシを、3 月広報配布と併せまして、区長便によって全戸配布を行っております。

また、視覚聴覚障害等の方や高齢者、外国人労働者等、チラシの内容が分かりづらい方への個別の対応も行ってまいりました。また、告知放送や IWK でも相談窓口や注意関係について、周知を行ってきているところです。

ご自身の感染予防および感染を拡大させないために、住民の皆さまのより一層のご理解ご協力を、この場をお借りしましてお願いする次第です。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4 番（山﨑正男君）

1 問目のときに教育長に聞くがを忘れちょったけんど。

過ぎ去ったことですけんど、今後、この中で、不安解消策の中で教育委員会のやるべきこと、やったようなことがあれば教えていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

不安解消についてということでございますけれども、1 つは、保護者の不安ということであろうかと思いますけれども。それは、我々の安全対策、衛生対策もとにかく徹底をするということをメッセージとしてお伝えをするということがまず第一かなということと、やはり子どもたちが正しくない情報を得られる環境に今あるように思います。家庭でスマホとか、あるいはさまざまなもので間違った情報を得てる可能性がありますので、そういうことへの正しい情報の伝達というのも一つ方法かと思いますし、子どもたちの不安解消ということで言いますと、しっかりやはり学習環境を整えて、子どもたち同士でしっかり学ぶ環境をできるだけ早く解放させてあげるということが、一番肝要ではないかと思います。

いずれにしましても、現時点では最大限の環境、衛生を保てるような状態、感染を防ぐことを最大限取ることが一番だというふうに考えます。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4 番（山﨑正男君）

教育長、すみませんけれど、学校の先生方の安全、これはどのような方向で考えているのか。

それから、学校の教室内のそれぞれトイレから、取っ手から、ドアからいろいろありますが、消毒なんかはどのように結果が出ておるのか、お願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

今現在、子どもたちが学校の学校に通っておりませんけれども、教員は全員基本的には勤務ということになっております。特に体調不良を訴える教員がいるというふうには聞いておりませんので、通常の勤務ということになっております。ただし、授業がありませんので、来年度に向けての準備等をしていただいているというふうに思っております。

先生方には、職員も一緒ですけれども、必ず検温をして出勤をしてください。それから、体調不良、あるいは熱、咳がある場合は、もうちゅうちょなくお休みくださいということをお伝えをしておりますし、それから、ご家族にそういう方がいる場合についても、念のためにも勤務についてはお控えをくださいということを指示をしております。

それから、校内の消毒でございますれども、特段集中をしていろんな部署を職員全員で消毒をしているという状況にはございません。自身の近辺付近を消毒ぐらいの対応にとどまっていると思っております。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

私は学校生活を今後、例えば短い期間に学校へ子どもが学校へ行けるようになるというような状況のときに、もう学校は全ての教室、全てのトイレ、子どもたちの接触するとこは安全ですよと。消毒も済ませておりますというぐらいの強い手を打っておくべきではないかと思います。それでこそ安心して、早くこのコロナ対策が終われば学校に行けると。親御さんも安心できるというような状況になると思いますので、この休みのときにこそ、ちゃんとした清潔感を出しておくべきではないかと思いますが。

もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致したいと思います。

どこまでいけるか、機器、消毒する機器等もございますので、どこまで完璧にできるかは、なかなか具体的にご説明をよう致しませんけれども、できるかぎり精一杯の範囲で消毒をして、子どもたちを安心して迎えることができるように対応させていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

それでは、この予防対策、それから町民生活への注意点、これですが。何言いますかね、我々はこの目に見えない、このコロナ感染についてですね、思わん疑心暗鬼、こういうこともございます。

それから方向性としては、この対策を解消する。明るく、早く、みんながもとの生活に戻れる。これが一番の目的であろうと思いますが、そういう観点からすればですね、いろいろ町長からもう既にありましたけれど、そういう気持ちでやっていかないかんと思います。ここで各執行部もマスクをして、我々もマスクをして、一生懸命その感染努力をしておるわけですけど、世の中の外の現場見れば、野や山が春めいてきて、何かこのギ

ャップ感をすごい感じるわけです。本来感染が目に見えてあれば、我々はこんなマスクも必要ないし、お互いが信頼関係を結んで、医療対策が取り組めるわけですけど、このギャップは何だろうかなと思うわけです。

世界においても、各感染が流行してですね、かなりの10数万人というような感染者が出ております。これは日本国のみならず世界からの風潮がありますので。それから、ヨーロッパでも国同士でけんかをするような風潮まであります。こういう問題は、人類の発展と文化の発展からできてきた問題がかなりバックにありますけれど、我々は心して、早く元の生活に戻れるような、こういう状況を作り上げていかねばならないと思っております。

次にいきます。イベント等への行事対策をどうするか。

これはですね、イベント、今、それぞれ、中止されたりいろいろあるわけですけど、これに伴う町民への影響。こういうことも踏まえて、お話しいただければありがたいと思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは山﨑議員の、ウイルス対策のイベント等への行事対策についてのご質問に答弁させてただきます。

新型コロナウイルス感染症対策行動本部の住民の安全確保のための5項目の基本方針の中の一つでもありますように、各種イベント等の中止、延期、規模縮小をうたわせていただきました。

町が把握しております、全158、これはイベント関連、それから、委員会、協議会、ならびに地域開催を含めた各種事業およびその他で158件を把握しておりますけども、そのうちの94件の中止を含め、全ての事業につきまして精査をした結果、対策を取らせていただいているところです。

なお、各地域や各種団体、企業などの事業者の皆さまにも、感染拡大防止の観点から、さまざまな行事の開催方法の見直しや変更についてできる限りの工夫を講じていただくよう、協力要請をさせていただいているところです。

今後も、状況は変化することが想定されますので、その時点時点でイベント等の開催等につきましても、関係部署や関係機関と協議を行い、適切な対応を取ってまいります。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正也君）

適切な対応をそれぞれしていただいておりますが。

イベントの中止とか等によってですね、県外からおいでてくださるお客さん、それからいろんな所で食事をされるお客さん、こういう方たちを受け入れる営業店、農業、漁業、商業というような感じで、それぞれかなりの経済減少といいますか、そういうものが生じております。これは今後、やはりいろんな状況、国からの流れ、県の流れ、それからそういう状況を踏まえて、こういう営業店の財政の厳しさをどう支援していくか。こういうことを考えていかないかんと思います。

今後ですね、町長ぜひ、支援策は国とも連携しながら、できるだけ町民が今、ひと月我慢されながら生活しておりますけれど、その自分とこの経済、経営内容だけで我慢できるような状況を超す場合がありますので、ぜひ今後そういうことを踏まえて考えていただきたいと思います。

1点、よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。これまでも各先生方から、このコロナウイルスの経済対策についてのご質問をいただきましたので、少し重複しようかと思いますけれども。

既にあらゆる分野におきまして経済被害が出ておりまして、それらの対応策は待ったなしというのが現状であろうかと思います。明日午前にですね、コロナ対策の推進本部会議を予定しておりまして、その中では、現況の状況把握と、それからさらなる感染症予防対策、加えまして経済対策、経済被害に対する対応策の指示を出す予定となっておりまして、少し個別の制度設計にはまだ時間がかかりますが、国や県からの支援策の情報等々と含めまして、包括的な支援策を組んでまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正也君）

それでは、次の4番に移ります。

今後の状況次第で町内感染者が出た場合の対応も考えねばならないかと思いますが、所見をお伺いしたいと思います。

こういうことがあってはならないわけですけれど、病院の状況、それから出た場合の人をどう対応するか、検査がスムーズにいくのか、いかないのか。私ども考えておかなければならないのは、この感染症は2週間というような期間を設けて一応安全策が講じられるというようなことになっておりますけれど、2週間という前後、まあ4週間が大切になるかと思いますけれど、我々自身が日々の行動をどれだけ記憶にとどめられるか。できれば町民こぞって、皆さんが日記を書いて、今日はどこへ買い物に行った、誰と接触したということを、ここ2週間の日誌をですね、書けるような状況になればありがたいわけですけど、皆さんそれぞれ生活されておりますのでなかなかそうはいかないと思いますけれど。

今後、もしこのような感染者が出た場合、町はどう対応するかお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは山﨑議員の、町内感染者が出た場合の対応についてのご質問に答弁させていただきます。

現段階におきましては、風邪症状や発熱が37.5度以上が4日以上続いている方、強いだるさや息苦しさがある方、高齢者や基礎疾患がある方につきましては、このような状態が2日以上続く場合や、発症から2週間以内に中華人民共和国、湖北省等、大韓民国への渡航歴がある方、発症から2週間以内に前記への渡航歴がある人と濃厚接触がある方、新型コロナウイルス感染症と確定した患者と濃厚接触歴がある方など、新型コロナウイルス感染症の疑いがある方が役場に問い合わせがあった場合は、新型コロナウイルス相談センターへ周知、紹介をさせていただくことと致しております。

また、町民の皆さまから直接電話等で新型コロナウイルス相談センターに問い合わせがあった場合には、新型コロナウイルス相談センターは問い合わせ者の状況の聞き取りをし、疑いの有無の判断を行います。疑いが非該当であれば、一般医療機関へとつながります。一般医療機関で疑いがなければ、一般患者としての対応ということになります。一般医療機関で疑いがあれば、幡多福祉保健所が調査、受診調整および対応となり、指定医療機関とつなぐこととなります。また、新型コロナウイルス相談センターで疑いがあれば、幡多福祉保健所が調査、受診調整をおよび対応となり、指定医療機関とつなぐことになります。いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症の疑いのある方は、県の幡多福祉保健所の対応ということになります。

町で感染者が発生した場合、この幡多福祉保健所と連携を取りながら、またご指示をあおりながら、できる限りの対応をしていくということになります。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正也君）

我々の町でこのコロナ感染が出ないこと、これを切に願うわけですが。

将来、この切迫した状況になったときに、町はコロナ対策班というか、そういうようなものを持って対応できるようになるのか。これもその時期にならないと分からないと思いますけれど、そういうことをされる考えはないか、お聞きします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

まず、体制の問題ですけれども、現在、特措法に基づかない行動本部会議を設置致しておりまして、事務局としての窓口は健康福祉課、そして直属部隊としましてはですね、保健衛生が担当させていただいております。こちらの方に情報集約が図られると。このようになります。

また今後は、もしかすると時間の経過等もありますので、個別の対応のケースが出てこようかと思います。その際にはある一定医学的知見が必要でございますので、そういった関係機関からのご指導も賜りながら、個別に対応させていただくということになろうかと思います。いずれに致しましても、感染症を出さないことがやっぱり一番重要であろうかと思います。

先ほど議員からもご指摘がございましたように、この場をお借り致しまして住民の皆さまには、日々感染症にかからないように、免疫力を付けるためしっかりとした食事と睡眠と適度な運動を心掛けていただき、また、これまで周知させていただきました、長時間にわたる密閉空間での、例えば会話が頻繁に行われる、そういった所を避けていただき、それぞれがそれぞれの立場でこの感染症予防策を講じていただくよう、この場をお借りしましてお願いを申し上げるところです。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

それでは次の問題に移ります。2番、健康対策についてでございますが。

住民の健康維持のために毎日行政は努力されていますが、特定検診および一般健診の効果について問うということであります。

1番は、今やられてる健診について、目的と効果について分析はどのようにしているか、問います。

受診率や発見率の状況は良好な状態であるかどうか、併せてお聞きします。

お願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは山﨑議員の、特定健診およびがん検診の目的、効果についてお答え致します。

まず、最初に特定健診等の目的と効果についてご説明をさせていただきます。

運動不足や偏った食生活、喫煙など、不適切な生活習慣により、肥満、高血糖、高血圧などの症状が続くと、糖尿病や心臓病、脳卒中など、命にかかわる生活習慣病を引き起こす危険性があります。特定健康診査、特定保健指導は、これらの生活習慣病のリスクを早期に発見し、生活習慣を改善することにより、病気の発症を予防することを目的としております。平成20年4月から、特定健康診査、特定保健指導は始まり、開始初年度の受診率は35.9パーセントで、平成30年度の受診率については45.3パーセントとなっております。開始当初と比較すると10ポイント近く受診率は上昇し、特定保健指導対象者の抽出および把握につながっています。平成30年度の特定保健指導対象者については128人で、実際に保健指導修了者は38人となっています。特定保健指導に応じてくれる方については健康に関する意識も高く、数値においても一定の改善が図られているところでありますが、特定保健指導の案内をしても必要としない方々の意識を変革することは難しい状況にあります。もっとご自身の健康に関心を持っていただきたいと思います。

続きまして、がん検診の目的と効果について説明させていただきます。

がん検診は科学的な方法によってがん死亡率の減少が検証されています。当町においても、国が推奨する胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診の5種類を実施しています。がん検診の目的は、がんを早期発見し適切な治療につなげることで、がんによる死亡を減らすこととなっております。がん検診の受診率については、前年度並み、もしくは少しづつ減少する傾向にあります。対象が事業所にてがん検診の実施がない方も受診対象となることや、検診車両による検診が主体で、一日に対応できる人数に限度がありますので、事前に申し込みをいただいた方を対象に実施する状況にあります。特定健診の受診率よりも低い傾向にあります。

また、受診者のうち、がんであった方は平成25年度以降、平成29年度までのがんであった者の率では、毎年度発見されるわけではありませんが0.1パーセントから0.4パーセントと、1,000人に1名から4名程度発見される状況にあります。

以上です。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

ありがとうございます。

健康福祉課長、ざっくばらんに聞きますけれど、黒潮町の健診はおおむね良好であるという見方をされてますか。それとも、まだまだ足りんなと。受診される方もっと増やして、もっと効率良くとかいう考えはあるのか。全般に見て、頑張ってやりよるということであるのか。

お願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

特定健診の受診率の目標値がですね、平成30年度が全体で45パーセントとなっております。先ほど答弁させていただきました、30年度の受診率が45.3パーセントとなっております。目標は一応クリアはしておりますが、まだまだ受診としては、皆さんに受診をしていただきたいと考えております。

受診ができるような環境、時間待ちとかですね、いろいろと工夫を、各会場で工夫をしながら受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

町民は健康あってのことですので、課長の方で町民にそういう健康についての喚起を払い、ますます健康診断が充実していけるようにお願いしたいと思います。

次ですが2番です。がんの早期発見につなげるためにさらなる充実を図れないか。機材や人材を含め、精度アップはできないかという質問ですが。

これは最近私、年齢を重ねていくたびに、がんとかいうものの大切さ、これがますます自分でも自覚できるような状況になっております。このがんはやはり早く発見することが一番でありまして、早くすれば意外と手術も簡単、治りもいいということですので、そういう大きな目的を達成するために、今やられている各種がん検診、これらがもっとこうあれば効率良くできる、こういう機材が欲しいというようなことがあれば教えてください。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは山﨑議員の、がんの早期発見の充実および機材、および人材の精度アップについて、お答え致します。

まず、がんの早期発見につなげるために充実を図れないかについてお答えを致します。

町としては、がん検診の定期的な受診を心掛けていただくよう周知を図るとともに、新たな受診希望者を増やしながら、早期発見、早期治療につなげられるよう、今後も継続実施を図ってまいりたいと考えております。

次に、機材や人材を含めた精度アップはできないかとのことですが、がん検診に係る機器については、集団健診は健診センター、個別健診は実施可能な病院などでの対応となります。また、健診結果を判断する医師などの人材の確保に至っては、町単独で対応を図ることは困難にありますので、その点はご理解をいただきたいと思います。

各がん検診の受診後に精密検査が必要であると判断された方で精密検査を受けていない方がいる場合は、定期的に連絡をすることにより病院受診を促し、全員が病院で検査を行っていけるように努めてまいります。

多くの方に定期的に受診していただくことが早期発見につながりますので、来年度におきましては、急きょ受診者が増えても対応可能な肺がん検診と大腸がん検診については、40歳以上の職場健診のある方、および、施設入所者や病院で受診された方などを除く対象者全員の方へ受診票により日程の周知を図り、複数個所の受診会場を記載し受診しやすい環境を提供するなど、受診につながる周知方法を工夫しながら受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

ぜひその受診者と信頼関係で結んで、早め早めに健診を促して、頑張っていただきたいと思います。このがん検診なんかについてはその守秘義務もいろいろ出てきますので、注意しながら対応していただければと思います。

それでは、3番の環境対策についていきます。

1番ですが、佐賀の旧焼却場の解体処理をそろそろすべきではないかという質問であります。

この、あの佐賀の焼却場についてはもうかなり、現場を見られた方はご存じやと思いますが、老朽化して、さびて、あるべきものがなくなってるとか、いろいろもうありますけれど。私、あそこ通るたんびに、なんかわびしさとか寂しさというようなものを感じます。長い期間、合併後もう10年も過ぎております。長い期間、そのまま放置されてる。これには理由がいろいろあって、取り壊しの問題、県への許可申請とか国とか、いろいろあります。ありますけれど、できれば早くこういう問題は、佐賀にとっては負の遺産でありますので、できるだけ早く対処していただければなということでこの質問を出しております。

どうぞお願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾﨑憲二君）

それでは佐賀地域の旧焼却場の解体処理についてお答えします。

当施設は昭和62年度に建設され稼働していましたが、平成14年12月1日より幡多クリーンセンターが創業開始をされたことに伴い、平成14年11月30日をもって閉鎖し、34年が経過し現在に至っています。そのため、施設の老朽化は著しいものがありますが、これまでも答弁をしてきましたように、施設の撤去については補助制度もないため、町単独費用で対応するしかないのが現状です。

現在、黒潮町では喫緊の課題として防災対策を重点に整備をしているところで、今後、財政シミュレーションを行いながら、施設の撤去を含め総合的に検討をしていきます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

一番のネックはやはり解体費用、こういうことになろうかと思いますけれど、これは、起債は借りられないがですかね、起債はどうでしょうかね。

国税算入は新しくやり換える場合にだけ算入されるというようなことを聞いておりますけれど、起債についてもやはり同様の観点でしょうかね。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾﨑憲二君）

それでは再質問にお答えします。

起債の充当ですが、撤去をするのみについては起債が充当できないと、そういうふうに聞いております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

単独で処理しなければならないという状況ですので、今後ですね、やはり町もしっかりと頭の中にこの件は置いてですね、いつまでも放置するということではなく計画的に、少しづつ解体するのか。それとも、どっか基金をためてそれを運用するのか。、いろんな方法は出てくると思いますけれど、できるだけ早く対応をして

いただければと思います。

そういうことを検討することだけ、お聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾﨑憲二君）

今後、その財政シミュレーション、いろいろしていく中で、町の重点施策等がありますので、そういう中でこの問題も挙げてててですね、検討をしていきたいと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

それでは次の、カッコ2番目の問題に移ります。灘のし尿処理場の町道の落石が多く見られるが、どのような対策をするのかという質問です。

これは私、あそこらを通ったときにですね、いやに落石が多いなと。それも1カ所で数メーターぐらいだったらいいんですけど、ずうっとかなりの距離で落石されております。もう処理されたかどうか分かりませんけれど。

この落石問題は我々の黒潮町において、山側の道についてはいつもあることですけれど、これらの対応を町民が心配しないように対応をしていただけるか。

お願いします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子　伸君）

それでは町道の落石対策についてのご質問にお答え致します。

灘から黒潮町衛生センターまでの路線は町道井ノ岬線でございます。この路線はのり面および路肩の草刈り、また、豪雨、台風時の落石や集水桝の土砂の撤去、側溝清掃など、業者へ委託し道路維持管理を行っているところです。併せて、衛生センターの更新にかかわり、地元協議の中で年間最低3回の草刈を実施しており、維持管理に努めているところでございます。なお、落石が多いということは業務を行った業者からも報告を受けておりまして、その原因としましては、風雨による浸食、木の成長によるものがあると考えられますが、今年度においてはイノシシによる被害が多いと聞いております。今月に入っても落石があり、業者へ取り除きをしていただいたところです。

落石の対策につきましては、落石防護柵、金網での防護等がありますが、当路線区間への対応は難しいと考えております。維持管理の面では、今後も道路パトロールをこれまでどおり実施し、落石等があれば取り除き等、迅速な対応を行ってまいります。

議長（小松孝年君）

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

落石については、この自然災害とかイノシシとか、いろいろできる可能性が往々にしてありますが、こういうし尿処理場へ通う車が通る所とか、我々の生活の一つの糧の運営しているとこですので、速やかな対応をぜひお願いしたいと思います。

以上で私の質問終わります。ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで山﨑正男君の一般質問は終わります。

この際、13時10分まで休憩します。

休　憩　　11時　23分

再　開　　13時10　分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山本久夫君。

3番（山本久夫君）

早速ですが、2問質問する予定でしたが、いろんな事情がありまして1問目の自主財源については、ちょっと今回は取り下げさせていただきます。

ただ、この件につきましてはまた日を改めまして後日、総務課長にでも聞きたいと思ってますので、またよろしくお願いします。

第2問目ですが、これ道路整備いうことで。

これ新設の道路なんですが、今のところ、錦野から庁舎へ来る道路と、それから緑野から庁舎へ来る道路と、道路計画というのはあるかないか。

まず、伺います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子　伸君）

それでは山本議員の、道路計画についてのご質問にお答え致します。

錦野地区および緑野地区から本庁舎への道路計画につきましては、国道 56 号を経由せずに本庁舎に行けることや、津波浸水区域を通過せずに本庁舎に到達できるため、平時の利便性の向上や有事の際の有用性において必要性のある道路であることは認識しております。

しかしながら、町としての計画は現在、有していないのが現状でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

3番（山本久夫君）

今、課長が言われたとおり、まだ計画はないと。そういう残念な答弁をいただきましたが。

課長が言われたとおり、単にその錦野と緑野団地の皆さんの単なる利便性だけじゃなく、課長が答弁の中にありました地震の関係とか、それとかいろんな意味で社会資本整備いうのはうんと大事やろうと。まちづくりにも。どうしてもこれが必要な道路ではないかなというような気がします。

ご存じのようにね、庁舎もここへ上がって、それは私に限らず多くの人が、このバイパスを経由せず真っ直ぐ庁舎へ来れれば便利でもいいし、また、バイパスの方の安全対策にも寄与すると。そういう部分で、大変重要な道ではないかと思います。

その計画がないところに予算はつかんわけで、何とかそのへんを将来的に。この辺までまだ高速道路が延伸してくるのは向こうの話です、かなり。しかしながら、その高速道路で、この今言う八丁山といわれる山の裾

野なんですが、結局は機能復旧の道も絶対要るわけで、それに伴う側道も要る。またあるいは、工事によっては工事用道路も入るわけです。やっぱり、そういう道路を町道として活用していくと。そういう計画も絶対必要なわけです。

そういった観点から、こう全体的に見るとね、必ず必要不可欠な道路ではないかと私は思っておるんですが、今の現時点では、策定というのは計画はないという。

いつになったら、じゃあ準備。策定まではしなくても、策定準備に掛かれる。そういうような見通しは、課長はお持ちでしょうか。

そのことについてお聞きします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子　伸君）

再質問にお答え致します。

今、議員が言われたように、高規格道路等のこともございます。平成29年に事業化されました佐賀大方間、そして昨年事業化されました大方四万十間。この計画線が、錦野団地および緑野団地の山側を通過するように計画されております。

現在、高規格道路におきましては測量とか調査をしておりまして、その高規格道路に関連した、先ほど議員が言われました側道、工事用道路、その整備もできないか、今後担当としても、また地元からの要望も踏まえて、国の方への要望、協議の方も行ってまいりたいと考えております。

なお、策定の準備におきましては、まだ地元説明なんかもできておりませんので、いつごろからとかいうようなところについてはまだ考えておりません。

議長（小松孝年君）

山本君。

3番（山本久夫君）

そのいつ策定準備に入るかいうことは、地元の協議も要ります。それから国交省との協議も要りますから、すぐにはいかんとは思いますけど。

ただ、今言われたようにね、必ず高速道路が来れば、本線の構造が側道に影響したり、工事用道路をどういうルートで行くかいうのは、必ず国交省は考え出します。そして、そのときに側道がある場所によって本線にも影響はあるし、本線が側道に影響を与える部分があるわけで。

ある意味、アバウトでもいいんです。そのへんの計画を出してないと、本線を実際、事業を始めて実質設計に入ったときに無視するわけにはいかんわけですから、側道は。必ず影響が出てくるわけで、そのときに計画があるかないかいうのはうんと大事ですので、そのへんも考えて。

当面はないとはしても、具体的にもうそろそろ本当に始めらったら。この間も、有井川で工事用道路が発注されました。あれも必ず、それはもう工事用道路ですから、あの辺はインターもあっていろいろあるから、まずそこから。用地が解決した所、今日、地権者に了解をもらって協力していただける所は、国交省は必ず入っていくと思うんで。ここのインター、仮称大方インターもそのへんのことを考えたら、工事は延伸するのははるか、供用するのは相当向こうになることになるかもしれませんが、工事としては着手ができるわけです。

だからそういったことを考えたら、計画いうのはどうしてもないと前へ進みません。ぜひね、ちょっとでも早く策定に入って、地権者らにも十分説明もしながら、その必要性いうのを訴えていかないかんと思うんですが。

そのへん、まあ、今のところはまだ準備してやる計画もないみたいですが、いま一度お聞きします。頑張ってやりませんか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子　伸君）

再質問にお答え致します。

先ほども申しましたけれども、今現在ですね、佐賀から大方間におきましては、議員がおっしゃるように有井川地区、そして上川口地区、その辺の工事用道路等を地元と協議もしながら進めているところです。

入野地区におきましては、まだ橋梁（きょうりょう）の調査設計とか、そのような段階ございまして。実際、地元説明におきましても、夏から秋ぐらいというふうに国土交通省からの話もお伺いしています。

それに向けてですね、担当部署として考えてまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

山本君。

3番（山本久夫君）

国交省の説明が8月、9月になるということで、先行して町がどうのこうの言うことはないんですけども、事業についてはね。

ただ、その側道についてはどうしても、機能復旧の道路にしても特にもうそれは直結しちゅうわけで、町に。そういう部分はぜひ、ちゃんとしたルートをある程度並行して考えていかないかんと思うし。

それともう一つは、その国交省は切土、盛土を大体チャラにしたいという基本的なことがあって、出てきた残土をどこへ持っていくかいうのがあるんで。そうしたら、ここなんかは一番最適の場所やないかと。レベル区間をつくるいうことはうんと大事やと、ここへ。それは地権者の協力も要るわけですが、山を切り開いて橋を架けて道を造るより、レベル区間へ道を造るのが安くつくわけですから、残土の受け入れをするというようなことも前もってできるわけです。この地域によっては。

そういうところも踏まえてですね、ぜひ。その高台移転の促進にもなるし、道路ができても必ず、民地であれば民間の力で高台移転もできます。行政がするのはなかなか難しかっても、道路さえ造っておけば、町民は高台移転も可能なわけです。そういう社会的な基盤をしっかり要請がつくっていくいうことも大事なわけで、この時代。

そうした観点から、レベル区間をつくることを考えたりいろんな方法があると思うんでね、ぜひそういうことも加味して、もうトータル的な計画を作っていからったら、なかなか今からのまちづくりいうのはそう簡単にできない。こういう高速道路という事業をして、やっぱり中心にしてね、町づくりも考えていった方がいいんじゃないかと思うんで、ぜひその策定の方をですね。

まあ、それは国交省よりか先に作るいうわけにはいきませんけど、やっぱりそういうのは並行しながら、協議しながら。それは水面下でやる話やと思うんですけど、ぜひね、推し進めていただきたいと。

必ず、地域で言えば、ここの錦野が約300世帯くらいあって、緑野が100世帯くらいあります。合わせて400くらいの町民が行き来をするわけですから、単に両地域だけが利便性が整うというような道路ではないと思いますので、ぜひトータル的にまちづくり、この大方地域のまちづくりには不可欠な道路でございますので、ぜひ課長、頑張って策定の方にまたご尽力いただけますようお願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（小松孝年君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、小永正裕君。

1番（小永正裕君）

それでは、質問させていただきます。

私は本当は3問予定しておりましたけども、武漢ウイルスによる肺炎ということで時間を短くすると。コンパクトな議会にするということで、1問取り下げました。一番時間のかかりそうなやつを取り下げて、2問残しております。

1 問目がですね、大方改良道路の危険性を訴え、信号機の設置を早期に実現するように地区からの要望書を提出しているが、現在どのような状況になっているのでしょうか。

その進捗（しんちょく）性について、お伺いします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子　伸君）

それでは小永議員の、大方改良国道56号線の信号機設置状況についてのご質問にお答え致します。

信号機や注意喚起看板などの設置については、高知県警本部、中村警察署に対して、区長様はじめ地域の皆さま、国土交通省と連携し、継続して要望を行ってまいりました。

その要望活動により、中村警察署から高知県警本部へ上申されまして、来年度において1カ所の交差点へ信号機が設置されるよう予算計上されております。

なお、上申された信号機設置個所については、大方郵便局から浜の宮地区へ通じる交差点であるとお聞きしております。

信号機の要望個所はまだございますので、できるだけ早く設置されるよう、来年度早々には引き続き要望活動を行ってまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

来年度早々に、郵便局から浜の宮へ向かう交差点に設置される、ということらしいですけど。

早咲は1回、去年の5月6日に地区要望で出しておりますけども、その前から、このルートは危ないねいうふうな、皆さんのご意見がずうっとあったわけです。

それで実際できてみると、やはり危ない。供用開始のその日から事故が連続して起こってて、それで中村警察署に確認しますと、4件の交通事故が供用開始から始まったというふうな話は聞きましたけども、あと2件、接触事故が早咲の近くで起こってるんですね。

そういうのは病院にかかってないとかいうふうな件については、交通事故として警察にしたら取り上げてないというふうなお話ですよね。交通事故としては取り扱ってないけども、実際には地元の人たちが歩いたり渡ったり、また車で横切ったりするようなことに非常に気を遣ってですね、割と道が良くなって広くなったもんですから、通過する車自体がスピードアップして走るわけです。ほとんどの車が、70キロ前後以上で通過していく。

それは、あの道いうのは非常に枝葉が多いわけですから、横から入ってきたり出たり、横切ったりするいうふうな車がちょいちょいあるわけですよね。結構。細い道から直接横断するというふうなケースとか、ましてやその歩道を歩いて渡るとなっても、元気な人でも結構時間がかかるというふうなことがあってですね、残念

ながら去年の暮れに、浜の宮の方が横断歩道を渡ってる最中に、もうちょっとで渡り切ろうかというふうなときに、はねられてお亡くなりになりました。もうほんとにね、あってはならない事故でございます。

自分が交通法規を破って、横断歩道でないとこを渡っていったりとかいうふうなことじゃなくてですね、横断歩道を手上げて歩いておったら、いきなりはねられたというふうな事故と聞いております。ちょうどそのボーンという音が聞こえて、慌ててその近所の人が出ていってみると、もうはねられた方は交差点の真ん中過ぎて飛ばされてですね、息も絶え絶えであったというふうな状況になっておったというふうなことを聞きました。後で聞いた話ですけども、頭蓋骨から足首まで体の5カ所を骨折しておったという、すさまじい事故です。

加害者といいますか、運転してた方は南国市の方にお住まいの方らしいですけども、車で私が通ってみますと、見通しが悪いとこじゃなくて見通しが非常にいいとこなんですがね。その近所の人が、そのご本人に聞いたらしいです。何でこんな見通しのええ所でこんなことになったんですかいうて聞いたときに、その運転手さんが言うには、信号を探してましたという返事やったらしいですよ。ちょっと耳を疑うような返事ですよね。おんちゃんそんなことはないろう、みたいなことを言うたらしいですけども。結果的に、そういう返事しか聞こえなかった。いうことは、もう前方不注意いうことはもう目に見えてることですから。何をやって前方不注意になったかいうことは私は分かりませんけども、そういうふうな状態です。

それがですね、今年に入ってからか、私のとこ電話がかかって、今、あの事故のとこをペンキ塗ってるぞと。お前もちょっと見てこいやいうて、わしも見てびっくりした、いうふうなことで行ったんですよね。そしたら、普通、はしごみたいに縦に横断歩道の横断する線を書いて、その間にずっと白い線で、やっぱりこうはしごみたいな関係ですね。はしご倒したようになって、そこが横断歩道になるんですけども。その白と白との間は、アスファルトですから黒いですよね。そこを赤く塗ってるんです。ずうっと。何のためかなと思って不思議に思ってたんですけど、後でその私に言ってきた方が、あれはどういうことぞと。あんたらが、5月6日に地区要望出してますけど、その後で入野地区の区長さん、役員さんが現場を歩いて、ここにどんな要望あるかいうふうなことを現場で教えてくれますかいうふうなことで、歩いたわけですねずっと。ここの役場に入ってくる所からずっと下へ下りて。

それで、ここに信号が欲しいですねいう所は4カ所やったですね、さっき課長が言われました。その中の一つが郵便局の所の横断するための信号いうことですけども、結構、4つの個所に全部認めてもらうと、大変通過交通としては走りにくいような道になるかも分かりませんけどね。でも、それだけやっぱりみんなが信号をつけないと危ないというふうに、みんな考えてるんですよ。いうふうなことやと、私は思いますけどね。

でも、今の横断歩道を赤いペンキで塗ってですね、これおかしいことないか、いうて怒られたがですよ。こんな事に金使うんなら、何でもっと安全な道にするように金を使ってくれんがかと。国交省は。いうふうなことで怒られたんです。私はそういうふうな要望はしてないですよいうて言いましたけども、実際に赤いペンキが塗られておったというふうなことで。これ、人が死んだのに紅白の、お祝いのときの横断幕みたいな形になってるじゃないかと。ちっとはお前からも文句言うてくれんか、みたいなことを何人かの人から繰り返し言われたことがあった。我々は、危険な道を早く地元の人に安全な道にしてもらいたいというふうなことで要望を出しておりますけども、何か的外れな対応をやってくれというみたいにしか、地元の人は考えてないいうことですよ。

私も別のとこでですね、国道とか県道じゃないですけども交差点があって、その優先順位をつけないと接触事故がしょっちゅう起こるいう交差点があるんですよ。そのことで警察に相談すると、じゃあ、公安委員会の方でやってください、申し上げて行ってくださいと。それで行って相談して、この道がちょっと幅が広くて、車の交通量も多いです。もう一つの横切った道は、ちょっと道が狭くて交通量の車の数も少ないです、いうふ

うな説明をしましたけども、どっちの方に一時停止あるいは徐行いうふうなラインかを引っ張ってくれませんかいうふうな要望を出したことがあるんですけども、それはできんいうわけですよ。理由ははっきり分かりません。そしたら自分たちで勝手に、こっちの方が通行量が多いから勝手に線引っ張っていいですかいうて聞いたら、いや、そんなこと勝手にやってもろうたら困るいうわけですよ。公安委員会ということはすぐやってくれんいうふうな仕事を聞いたことがありましたんで、ああ、そういうことかなあと思ったことがあったんですけども。変なことに感心しました。

とにかく、安全な道に早くしてもらいたいというためにですね、このまま指くわえて待ってるようなわけにもいきませんので、一日も早く地元住民の安全を確保するためにですね、感知式の信号をつけてもらいたいというふうなことを繰り返しお願いしていきたいわけですけども。

これからの、町から公安委員会の方へどうやって対応してもらうか、対処してもらうかいうことを聞かせていただきたい。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子　伸君）

再質問にお答え致します。

議員が言われたように、要望個所と致しましては、早咲地区、入野本村地区、芝地区、そちらの方に横断歩道、信号機の要望が出されております。

その要望につきましては、先ほど答弁でも言わせてもらったように、来年度早々中村警察署の方にもお伺いし、来年度におきましても信号機の設置に向けて活動をしてまいります。

ただ、公安委員会の方にもお伺いをしたところ、やはり信号機の設置というものは県下全域で要望個所があったり、設置個所を検討したりというような形で予算計上しているとお聞きしております。 黒潮町、その残り3 カ所、4 カ所の場所に全て 1 年で設置するというようなところはなかなか難しいということもお聞きしております。

そういうところから、継続して信号機を設置していただくように、国とも連携をして対応をしてまいります。

あと、横断歩道のカラー舗装のことも議員の方からお話がありましたけれども、やはり信号機につきましては、警察、公安委員会の所管になります。そういう中で、来年度、2 基以上の設置というのがなかなか難しい。そういう中で、大変痛ましい事故でしたけれども、そういう死亡事故があった場所の横断歩道について国として何ができるかというところも、町と地元の意見も聞きながら検討をさせてもらいました。

横断歩道のカラー舗装だけではなくてですね、歩行者の視界に当たる植樹もされているんですけれども、その撤去とか、横断者注意の注意喚起看板、歩道の所に設置している分と車道部にも注意喚起の舗装をしております。また、町の方との連携もあって、横断歩道するときの黄色の旗の設置も、横断歩道の所には設置している。そのように、できる範囲の所を今の段階ではやらせてもらっているというところです。

事故はあってはなりませんので、信号機の設置につきましては先ほど言われましたように地元からの要望も強く出されていますので、設置に向けて努力してまいります。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

とにかく、人の命にかかわる。実際、そういう犠牲者が出てますんで、もう一日も早く実現するようにですね。

12月議会でしたか、宮地議員も非常にこのことについてつまびらかに、また詳しく、厳しくご指摘いただいておられましたんで、この件は以上で終わりたいと思います。今後もまた一生懸命取り組んでいただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

それから、2問目に入ります。

入野松原の存在意義をどう考えておるかを問います。

まず1つ目が、入野松原植栽美化実施要綱が制定されておりますけども、このことについて職員の皆さま、どういうふうな意識を持っておられるか、お伺いします。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは小永議員の、入野松原植栽美化実施要綱についてのご質問にお答え致します。

入野松原植栽美化実施要綱は、本町の生活、文化、観光の根幹をなす町民にとっては心のふるさとであり、かつシンボルでもある入野松原を、先人の偉業をたたえ、これを守り育て、後世へ伝え残すことの責務を目的に制定されております。

要綱記載の事業につきましては、入野松原近隣区長等で組織している入野松原保存会の活動のほかにも、四万十森林管理署、高知県関係部局、幡東森林組合、入野松原保全推進協議会にもご協力をいただきながら活動を行っております。

具体的には、第2条第1項では、松原地区内および道路沿い、ならびに周辺へのマツ、サクラ、エビネ等の植栽事業について規定しており、例年、入野松原保存会主催による入野松原へのマツ苗植樹を実施しております。今年度は、入野松原保存会と幡東森林組合による共催で、大方球場補助グラウンド西側へ570本の植樹をはじめ、各事業により合計で1,170本のマツ苗の植樹を実施致しました。

第2条第2項で規定しております松原地区内の清掃事業につきましては、例年、入野松原保存会主催で実施しており、議員の皆さまをはじめ、大方地域の小中学校のPTA役員の方々等住民の方へ協力要請を行い、サーファーの皆さまにもご協力をいただき、入野松原および周辺海岸の一斉清掃を行っております。本年度は11月17日に、松原内および周辺海岸の清掃を実施し、約240名の方にご参加をいただきました。

今後におきましても、住民の皆さま、関係機関、専門機関にもご協力をいただき、入野松原植栽美化実施要綱の趣旨に沿い、入野松原の保全を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

これ、合併したときに、平成18年3月20日付の訓令で例規集に載っておりますけども、これ最初に出たのが昭和63年。まだ合併前の旧大方町のときにですね、昭和63年の3月24日に、訓令として出されておりますね。

これ、松くい虫が入野松原に入って、国道から見れる松原は営林署が管理している松原で、一番歴史が古いとこなんですけども。その今見えてる樹木の頭、てっぺんからまだ頭2つ上に飛び抜けて、マツの木の大木がもう林立しておったわけですけれども。それが、昭和50年のまず初めのときだったんですけども、夏の暑い日に昼飯を食べようと思って窓を開けて松原を見ると、一番高い松の木が真っ赤になってるんですね。びっくりしてですね、これ。その前に中国地方を走ってまして、山陽高速を。アカマツがもうずうっと全面枯れてしま

って真っ赤っかになってましてですね、これは中国地方のマツタケは全滅やなあと思いながら、友達と一緒に走ったことがあるんですけども。それから何年かして、ここの入野松原に入ったんですよね。

それで、びっくりして中村営林署へ電話をかけてですね、これ早いこと対処しませんと大変なことになりますよ、いうふうなことを連絡したことがあったんですけど。そのときの返事が、財源がありませんのでなんとも手が出せません、いうふうな返事やったんですよ。あ、こんなことではもうすぐ駄目になるなと思って、まあ取り越し苦労で終わればええなと思ってましたけども、それからもうどんどんどんどん増えていって。万行の松原沿いの道がありますけども、あそこに大きなマツの木があって、道の方へこう傾いて頭出しておりましたけど、そのマツも枯れて、それを伐倒するのに上に上っていって伐倒する予定がですね、上に上がっていった人が落下して亡くなったいう事故がありましたね。これは鞭の方で、製材所をやられてました。その製材所の社長が自らマツのてっぺんに上って、ロープを掛けて安全に倒そうとするような作業をしておったと思うんですけれども、そのままもう自分が一人で落ちて亡くなったいうふうな、そういう事故もあったわけですけど。それからもう歯止めがかからずにですね、もうどんどんどんどん大木が枯れていった。ほんとにひどい状況が続いてました。

昭和54年くらいは全国のピークやったらしいですけども、その後もどんどん緯度は上がっていって、東北の方までずうっと今広がっておりますね。今、青森県と北海道ぐらいしか残ってないようですけど。

それの再生にいかに取り組むかということが大事なんですけれども、この次の入野松原。2 番の、近年の松枯れの被害が本当にすさまじい、ひどいことになってますが、どのような予防策、対応をやってきたのかというふうなことを、まずお聞きします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、カッコ2の近年の松枯れ対策についての質問にお答します。

松枯れの被害は、今や北海道以外の全ての都道府県で発生しております。この入野松原につきましては、幾多の地震や大津波、台風等の大暴風、戦争下でも、先人の努力と尽力により守り育てられた歴史がございます。

しかしながら、昭和50年ごろから国有林に点在的に被害が発生し、昭和55年にはピークを迎え、平成4年までの被害本数は8,072本であったと記録さております。

当時から、伐倒駆除、薬剤地上散布、薬剤ロータ散布、樹幹注入等の防除対策も取られていましたが、残念ながら樹齢100年を越す大木が全滅する事態となりました。

近年の町有林の松くい虫の被害としましては、平成26年から平成28年の平均として年間約400本程度、そして平成 29 年度には 1,256 本、平成 30 年度は 2,170 本、そして令和元年度は、2 月末現在でございますが1,576本の被害が出ております。

対策としましては、ここ数年特に被害本数が多いことを受け、専門者を招聘（しょうへい）し現地検討会を開催し、アドバイスをいただきました。その結果、林内における倒木の整理、地上薬剤散布時期の見直し検討、伐倒駆除後の方法として、伐倒木の薬剤散布林内処理から搬出焼却処理に、昨年度から切り替えております。さらに、今年度からゾーン区分けを行い、胸高直径20センチ以上のマツに樹幹注入を実施し、予防対策を施しております。

このほか、枯れたマツの跡地には耐性松を、平成27年から29年度にかけましては930本、平成30年度には800本、令和元年度には1,170本を植栽し、復元を図っているところでございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

ちょっと私、聞き逃したかも分かりませんが。

樹幹注入と薬剤散布と伐倒処理いうことやったですかね。今までやってきたのは。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

昨年度まで、いわゆる平成30年度までは樹幹注入は行っておりません。それまでは薬剤散布、地上からホースを垂らして、マツめがけて2回、6月から7月にかけて2回薬剤散布を行いました。

そして、調査後、松枯れが発生したら伐倒して、それを場内処理、消毒してその場内へいうことにしておりましたが、30年度から専門家を交えて検討した結果、場外に全てバイオマス工場へ焼却処理ということで、30年度から切り替えております。

で、令和元年度から樹幹注入を3年間に分けてやるということを、現在対応しております。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

伐倒処理を、燃やしてしまういうことですね。処理したのを。

その方が、もう全然いいですよね。今までね、営林署の管轄しておった大きなマツの木も、伐倒したのを細切れにしてですね、そのまま積んでおったんですよ。

それで、今の町有林のとこも今伐倒したのがありますけども、それも今、細切れにして積んで置いてあるわけですね。あれがまだあるいうことが心配なんです。

なぜかいいますと、課長ご存じのことだと思いますけども、時期のこともあるんですよね。薬剤散布とか伐倒する時期とか。

そういうことを、次の、ほいたら最後のあれにいきますけども。

3番の、今後どのような対策によって松枯れを予防するか、いうふうなことについて聞きます。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それではカッコ3の、今後の対策についての質問にお答え致します。

平成31年2月20日、四万十森林管理署、高知県森林技術センター、幡多林業事務所、役場の関係者が集まり、現地検討会を実施しました。この検討会では、樹幹注入の実際の作業視察と事業説明、そして町有林における被害状況の視察調査、その後、意見交換を行っております。

その中で判明したことは、松くい虫被害対策の防止を行うためには、周辺エリア3キロ以内の松に対して歩調を合わせた取り組みをすること。

マル2としましては、被害木の伐倒後の処理、林内散布伐採処理から場外搬出焼却の検討を行うこと。

そして3番目には、薬剤散布時期、近年の温暖化で羽化脱出が早まっている、の見直し。

そして4番目には、樹幹注入の検討。国有林では効果ありという報告がありました。

この検討会を受け、類似のマツ林を管理する県内芸西村に出向き、樹幹注入の効果検証を行ってきました。

また、薬剤散布時期の検討に向けて、現在、ラッキョウ栽培関係者と協議を重ねているころでございます。

今後の取り組みとしましては、被害状況の早期発見に努め、枯れた松は全部場外搬出焼却を行う。

2番としましては、薬剤散布時期の見直し。

マル3としては、樹幹注入を時間を3年間短縮して行う。

4、枯れた跡地には速やかに耐性マツを植栽する。

5、松林の下刈りなど、環境整備を継続的に行う。

6、最悪の事態を想定し、マツに代わる他種の樹木、モクスマオウ、クスノキ等の植栽を検討している。

7、官民一体組織である入野松原保全推進活動の強化。

マル8、見回り強化の実施などを考えております。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

周辺整理いうたら、具体的にはどの辺であっていうことと。

それと、薬剤散布ですね。これは時期を変えると言われてましたけども、いつからいつまでにするかいうこと。

それから、樹幹注入。これはいつからいつまで。時期は。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず初めに、1 点目の周辺整備につきましては、マツ林、枯れた土地にタンコロ、いわゆる過去のもんの立木が場内にありましたのでそれを全て、まあ地中に埋まってるのはなかなか難しいと思いますけれども、場外で表へ出ている所は全て除去して場外搬出を行ってきたとこであります。

それから、場外は幹の分だけを伐倒して薬剤散布で処理しておりましたが、枝まで。とにかく幹、枝まで、全て場外搬出するところでしております。

それから、草。マツを植えますと下刈りとかをせんとなかなかいきませんので、それを年2回、里山整備でやっておりますので、それを継続してやっていきたいと思っております。

それから、薬剤散布時期。これは非常に難しい問題で、ラッキョウ部会と協議を昨年から重ねております。特にラッキョウ栽培が4月の終わりから6月にかけてがその収穫期になりますので、薬剤散布時期を今までは6 月の終わったタイミングでかけておりましたが、先ほど言いましたように羽化が早まったということであまり効果がないよというような指摘がありまして、今年から若干早めて、現在調整しておりますが。ラッキョウ部会の方では同意いただきまして、5月の末から第1回目をやって、それからインターバル間隔を1カ月置いて2回目をやる、というふうな段取りを現在しております。

それから、樹幹注入ですね。これ、林内の全てのマツを調査しました。で、 6センチ以上、1万2,200本、町有林ではございます。もっと多いかと思いましたが、非常に少なくなっておりますが。そこに全て、いわゆるワクチンになる樹幹注入をするのは経費も掛かるので、大きなマツを残したいということで胸高直径、胸高の平均直径20センチ以上の2,200本に対して3年間をゾーン分けしてやっておりまして。これ、一番、2月から3月にかけて水をあげるまで、いわゆる芽吹いてきて栄養分を吸い上げるときまでに樹幹注入を現在終わっているとこで、2月中に終わっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

そもそも、樹幹注入は2月に終わったらしいですけれども、いつからやってました。何月から。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

2月に入ってからだと記憶しております。

1本の木、大きさによってこの樹幹に対してその液肥いうか、その物が大きさが決まってきますので、1カ月程度では終了しております。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

この会でですね、松枯れの起こるメカニズムいう説明もありました。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

松くい虫を介して、線虫を介してそれが羽化して、それからマツの枝に、若い枝の中から樹皮を通して入っていくとかいう、そういうサイクル的なものは承知しております。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

それが最初になりますよね。若い枝を目当てに、マダラカミキリが飛んでくるわけですね。ここはもう既に入ってますけども。初めですと、どこかから飛んできて、マツノマダラカミキリがまず若い枝の皮を食べてしまうわけですね。そのときに、マツノザイセンチュウがその木の中に入ってくるいうふうなことですよね。

そういうメカニズムがサイクルになるわけですけども、どの時期にどうなるかいうふうな説明なんかありましたか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

それで、いわゆる一番の効果が発揮できる、いわゆる今まではそのマツ、飛ぶ時期をそこらへんの科学的な根拠いうか、そこがなかなか効果がある。まあ、薬剤散布で一定の効果があるというような予測の中で、まあ温暖化いうこともあってですね、ここ数年非常に、1カ月ぐらい羽化が早くなっています。ここ数年の気候変動で、黒潮町における松くい虫の羽化状態が早くなってるいうことは去年の、分かりましたので。

それを受けて、今までやってきた、まあ全く効果がないわけではありませんが、より効果を求めるならば、そういういわゆる薬剤散布については時期を早めてやる。

それから樹幹注入を、そのタイミングがございますので、養分を吸い上げる時期にやる。

そして、枯れたマツは見つけたらすぐ倒して、県の命令がないとできませんが、まずは早めに早めに枯れたマツから秋口から切り倒して、それから場内搬出すると。

そのタイミングを間違わないように、そういう方に最近いうか、ここ何年間か取り組んでおります。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

いろいろと専門家が集まって話聞いたいうことですから、ちゃんとしたことは分かってると思いますけども。

ちょっと心配なのはですね、薬剤散布ですよね。普通、一般的には5月か7月ぐらい、初夏までの間にやるわけですね。それなぜかいうたら、今課長が言われましたように、マツノマダラカミキリが軟らかい樹皮を食べに来るわけですね。それが大体5月から7月の間といわれます。そのときにマツノザイセンチュウが木の中に移って、中で繁殖しだすと。

それで、夏の間にだんだんとそのマツノザイセンチュウが増えてきて、木そのものが衰弱していくわけですね。それで、今度夏から秋になって突然、1週間か10日の間にマツの木全体が真っ赤になってですね、突然枯れたというふうな状況になるわけです。

だから普通は前にも、僕はこのことは何回も質問出してます。旧大方町のときから。それで、3分の1足らずのときに枝が赤くなれば、それはすぐに伐倒した方がええですよみたいなことを、こういう一般質問のときに言ったことがあるんですけども。その秋になると突然弱った、夏の時期に弱ったマツの木が一遍に秋に枯れだすというふうなことがずうっと続いてきたわけです。

それから、場合によってはちょっと時期がずれて、今、年明けてから突然枯れるいうのも最近は出てきております。これはさっき課長が言われましたように、温暖化の関係が当然あるかも分かりませんが。そのときにですね、伐倒も言われましたけどすぐせんといかんのですよ。すぐやって。昔、燻蒸（くんじょう）をしましたね。囲って。あれ、駄目なんですよね全然。あれ、逃げてしまうんですよ。それで破砕してですね、中にマツノザイセンチュウが増えて枯れてしまったようなマツの木の前に、また秋に向かってマツノマダラカミキリが来るんですね。それで、弱った木に卵を産み付けるんです。それでまた枯れた所に、マツノマダラカミキリの卵がふ化して、幼虫になって、皮下、皮と幹の間ですよね。そこで棲息して生きていくんです。それで、冬季の間はサナギ室を作って冬を越すんですよ。

さっき、5月から7月の間にまた飛んできて、軟らかいマツの枝を食べに来るというふうなことを言いましたけども、もう既にここ中に入ってますから。それと温暖化で、5月から7月じゃなくて4月ぐらいからもう飛んで、ほかの木に移ってるいう可能性が高くなってきてるわけです。

だから、そのときに防除、散布用のものをしないといけないんです。意味がないんです。

それともう一つは、夏から秋にかけて弱ってきたマツにまたマダラカミキリが飛んできて、そこへ卵を産み付けるわけです。その時期にも散布せんといかんわけです。

前に私、東京の専門家と話したときにいろいろ聞いたときにですね、年間ね小永さん、6回以上薬剤散布せんと効果ないですよ、いうふうなことを言われたことあったんですよ。そういうこと言われたと思います。

それから、樹幹注入いうのは、その夏から食べられて、7月までに食べられて、中に入ったマツノザイセンチュウを殺すために注入するわけですから、その夏以前から注入ずうっとしてないと駄目なんですよね。意味がないんです。マツの木がまだ元気なときに注入していかんと、予防できないということになるわけですから。

それと、もう枯れたマツの木はすぐ伐倒して、小切って、どんどん燃やすと。そうしないと、根が絶たれな

いいうことになるわけです。

もう時間があまりありませんけども、確認のためにもう一回、おさらいでやり方を教えていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

非常にこのメカニズムいうか、いろんなこの専門家に聞いてもなかなか、この森林管理技術センターの方に招聘（しょうへい）して、いわゆるタイミング、いわゆるどの時期がいいのか。

先ほど、近年の温暖化でこういうデータがございます。発育有効温度到達日数というのがありまして、従来はいわゆるその松くい虫、ふ化するタイミング今まで最も、平均到達日が 5 月 13 日というのが出ておりますが。例えば、この黒潮町、まあ佐賀のデータしかありませんが、4 月の終わりにはもう既に飛び立っておるというデータがございます。

これは入手したのは去年でありまして、それまではまたこういうデータとか全く、役場としては持ってなかったので。いわゆる農業に多大な影響をやったらいかんということで、ラッキョウをするタイミングでやっていこうということで、薬剤散布としては１カ月空けなさいという指導もありまして、梅雨に入ってから晴れた日にやって、また１カ月空けてやるという。そのことがあまり効果がないよということを去年指摘されましたので、何とかラッキョウ部会の方に、いろいろ作業があって面倒くさいとは思いますが何とか協力できませんろうかいうことで去年からお願いして、今年、まあ連休はちょっとしんどいので５月の中旬に第１回目であれば何とか協力できるよいうことを、今内諾を得ているところですから、そういうタイミングを見ながらやっていくいうのが非常に大事かなと思っております。

それから、夏に枯れたマツは町単で切ったりはしておりましたが、補助の対象にならんで、なかなかそれも何百本になると非常にこの多大な経費も掛かるので、なるだけ県に行って、枯れた途端に調査して、それを松くい虫で早めに切れるようなことをしようとしております。去年あたりからやってますので、何とか今まで以上に、１カ月半ぐらい前倒しで、松くい虫としての伐倒駆除は入ってるかなと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

１番（小永正裕君）

県から、高度公益松林という指定は受けてないですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

承知する中では、そういうのは受けてないと思います。

議長（小松孝年君）

小永君。

１番（小永正裕君）

ここの松林は県立公園として、もう私らずうっと小さいときから指定されておりますわね。県立公園に。

ということは、高度公益性を認めてるということやと思いますよ、県は。そういう松林に知事が指定するんですよね。知事が指定すると、それに補助金みたいなもの、補償金とかいう名前か何かで。例えば補植すると

か、伐倒するとか、それから今の薬剤注入とか、そういう経費が随分出ると思うんですけども。

多分ね、出口の方の海岸にある松林もその中に入ってるはずじゃないかと思うんですけど、どうでしょうね。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

失礼しました。

ちょっと、補償金として県からの補償金は、薬剤散布、そして伐倒駆除等には、出口も含めて出ております。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

マツノマダラカミキリいうのは、5キロ以上は飛べないんですよね。

だから、ここの松林がやられたということは、近隣の山のマツの木から飛んできた。5 キロ以内にあるマツの木から飛んできたというふうなこと考えられます。

ほんで、今のその高度公益松林と県知事が指定した場合にですね、その周辺の整理にも使えるお金が、その補償金として使えるわけです。例えば、近隣の近くにマツの木があれば、このマツの木がなかったらここの入野松原はやられませんねみたいな所がぽつぽつあったとしたらですね、伐倒する費用なんかも全部、その中から出してかまんということになってるはずなんです。

もう、出口の松原はほとんどマツの木はないと思うんですけれども。

議長、ちょっと延長でお願いします。

議長（小松孝年君）

はい。

あと6分。

小永君。

1番（小永正裕君）

いうことです。

それから、その植え替えもかまんらしいです。新しい、抵抗性のあるマツの木に。でも、その抵抗性のあるマツの木いうのは、アメリカのマツの木しかないんですよね。もうヨーロッパも、アジアも、日本も、全くその抵抗性がありませんので。

ただ、ここの再生いうのは新しい子どもの苗を植えるしかない。先ほどもありましたけどもアイデンティティーいう、先ほどの美化実施要綱の中に入ってます黒潮町のシンボルとするというふうな言葉がありますけども。これも小学校の生徒が1,000本植えたというふうな話聞きましたけども、そういう話をですね、この前正月に帰ってきた、昔、入小に卒業した子がおるんですけど。おんちゃん、何であこキャンプのとこと、今ネストの前の所ですね。あそこも本当にマツの木があったけどなくなってしもうたぜ。どうなったがぜ、みたいに聞きに来たがですよ。それはすいませんね、自分らの力不足で、いうて言うがやったけど。子どもたちは、ああいうものに参加して植えたと。守り、増やせというふうなことを要綱に書いておりますんで、子どもたちはそれを信じてですね、植樹していただいて、何十年か前に。やっと大きくなったものが、帰ってきたらなくなっておったというふうなことで、もう嘆いておりましたんで。ぜひそういうことがないようにね、おんちゃんも頑張って意見出すけんど、みたいな話はしたわけですけど。

そういう、それはやり方もずうっとおんなじことの繰り返しやってきて今の状況になってますんで。まあ、

2 年前からやり方は変えてきたと。また新しいやり方に変えますみたいなことになってるらしいですから、ぜひその新しいやり方を実施していただいてですね、立派な松林をまた再現していただきたいと心より願っております。

ちょっと時間長く頂きましたけど、これで終わりますけども。

この後も、町の方も一生懸命頑張って、再生に頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

これで、小永正裕君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第2、議案第59号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてから、議案第128号、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、宮川徳光君。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

それでは、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査についての報告を致します。

今回、付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、議案第59号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてから、議案第128号、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託についてまでの32議案です。

内訳は、条例の一部改正が3件、条例の制定が10件、条例の廃止が1件、令和元年度の一般会計および特別会計の補正予算が3件、令和2年度の一般会計および特別会計予算が4件、高知県市町村事務組合関連の規約変更が1件と財産処分が2件、幡多広域市町村圏事務組合の事務の変更および規約の一部変更が1件、行政不服審査法関連の事務の委託についてが1件となっています。

審査の結果は、32議案全てについて、討論はなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

この報告は、配布の委員会審査報告書の議案番号順に、質疑があったもの、金額が大きなもの、また、新たなものや前年度より変更があったものなどを主に行いたいと思います。

なお、提案理由につきましては、本会議にての説明と重複する点も多いと思われますがご了承ください。

まず、最初に報告します議案第59号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてから、議案第71号、黒潮町監査委員条例の一部を改正する条例についてまでの、条例の一部改正と条例の制定及び廃止についての11議案につきましては本会議と同様の説明がありまして、特段の質疑はありませんでした。

なお、そのうちの議案第61号、黒潮町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましては、委員より、この服務の宣誓は職員の仕事に対する心構えに大きく影響する行為なので、軽々に扱わないようにとの意見がありました。

次に報告します議案第72号から議案第101号までの9議案につきましては、今定例会に新たに提案されました、各種委員会や審査会、審議会などの地方自治法で定める地方公共団体の執行機関として認められる委員会などで、現状、規則や要綱などで運用されているものについての条例の制定です。

議案第72号、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会設置条例の制定についてです。

この件については、これまで要綱で運用していたとのことで、内容につきましては本会議での説明と同様でした。

これに対し、委員から、この委員会は総合戦略という町の方向性を決める一番重要で充実しなくてはいけない委員会となっているが、30人となっている委員の現在の内訳、また、会の開催状況はとの質疑がありまして、

委員は13名で、内訳は国交省の国道事務所の所長、県の産業振興推進課の地域振興推進官、町内の社会福祉協議会や農協、漁協、商工会、森林組合、四国銀行、高知銀行、幡多信用金庫、また高知大学や職員労働組合、町議会議員に入っていただいており、今後も同様の体制でやりたい。

また、この会は年に1回もしくは2回開催し、各創生計画を立てた担当よりそれぞれのアクションプラン関連の数値などを提示し、それを評価していただいて次年度の予算に反映させるようにしている。

なお、今年はこの3月議会終了後、今年度の数字と、また見直し時期となっているため、来年度に向けた数字をお示ししてご審議をいただき、次期の創生計画を作りたいとしているとのことです。

その後、意見としまして、この町の方向性を決める重要な総合戦略について、外部に委託せずに職員が主体となっていることは素晴らしいことと思う。今後も主体性を持って頑張っていただきたいとの言葉がありました。

続いての議案第73号、黒潮町ふるさと創生（人材育成）事業選考委員会設置条例の制定についてから、議案第100号、黒潮町教育支援委員会設置条例の制定についての7議案につきましては、説明は本会議と同様で、特段の質疑もありませんでした。

続きまして、議案第101号、黒潮町教育研究所運営委員会設置条例の制定についてでございます。

説明は、本会議と同様でございました。

委員より、教育研究所の内容はとの質疑がありまして、町の教育委員会と同フロア内に設置して、子どもたちの学力向上面の教育的な施策の検討、また、不登校への対策などが主な業務。所長は、昨年から教育次長が兼任しているとのことでした。

なお、不登校につきましては、数的には減らずに低学年化の傾向が見られるということも言われました。

続きまして、議案第102号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算につきましてです。

26ページからの2款総務費、1項総務管理費、そのうち28ページ、5目財政管理費の25節積立金の最下段、ふるさと納税基金4億円ほどは、当初、歳入を3億円としていたものが、決算見込みで7億円ほどとなったことによるものとのことでした。

それに対しまして、委員より、見込み額と決算額の差が大き過ぎると思うが。また、この寄附金は納税者の趣旨、目的に沿った使われ方がなされているかとの質疑がありまして、昨年6月のテレビ放映を受けて、7月からの納税額が3倍くらいになったことにより補正を組みましたが、一番額の多い12月の実績が予想を下回ったことによるものとの説明がありました。

なお、ふるさと納税関連は歳出も伴いますので、多めの数字を見込んでの予算化していたことも影響しているとのことです。

寄附金の使い道につきましては、納税者の趣旨、目的に沿った形になっているとのことです。

同ページの下段からの6目企画費のうち、30ページの19節負担金及び交付金の上から2番目、地方創生移住支援事業補助金300万円の減は、新しい事業で東京23区から県のマッチングシステムを使って移住するというもので、希望者がいなかったことによる減だとのことです。

これにつきまして、委員より、この事業の内容はとの質疑がありまして、東京への一極集中の是正を目的とした全国規模の事業で、東京23区へ5年以上の在住や通勤をしている方が対象となっているとのことです。

また、県の就業サイトで県内での就業が補助の条件となっていることや、新事業でもあり、町内でこの制度を利用して移住された方は、まだいないとのことです。

31ページ。

11目情報化推進費です。13節委託料のGIGAスクール端末等展開作業委託500万円と、18節備品購入費の

GIGAスクール事業備品2,292万円は、情報端末の購入で214台分となってるとのことです。

その下、12目国土調査費ですが、当初、調査面積を3.22平方キロメートルとしていましたが、県から認められた面積が2.14平方キロメートルとなり、その分が減となったとのことです。

続きまして、53ページ下段からの10款教育費です。

54ページ、1項1目、13節委託料の、先ほども情報防災の方で出てきましたが、GIGAスクール整備業務委託9,449万6,000円につきましては、学校内の通信環境の整備として各教室にLAN整備を行うための費用と、各子どもたちにタブレット端末を3年計画で配備するもののうち、今回は各学校へのルーターの設置とタブレットを充電するキャビネットを配置するものとのことです。

これに対し、委員から、計画の内容はとの質疑がありまして、町内の小学校、中学校の全ての学校の全ての教室で、全ての教室というのは、普段教室だけではなく特別教室や理科教室、音楽教室も含まれるとのことです。

なお、導入計画としまして、令和元年度に国が補正予算を組んだことによりまして、この3月議会で補正予算を組み、繰り越しをすることで令和2年度に整備するものとのこと。その後、令和2年度から令和3年度に、各学校の子どもたちに各1台ずつのタブレット端末を配備する計画としているとのことです。

ちょっと細かい内訳としまして、令和元年度も行っているとのことですが、200台をウインドウズ10への対応としましてリースで200台を行っているとのことです。

それから令和2年度、来年度ですが、小学校4年、6年を対象に214台、中学校の教員を対象に30台導入。

それから、続きまして令和3年度に、小学校1年から3年生を対象に170台、小学の教員を対象に58台導入を図るとのことです。

続きまして、議案第103号、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算につきましてですが。

説明は本会議と同様で、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案第104号、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてです。

説明は本会議と同様で、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案第110号、令和2年度黒潮町一般会計予算についてです。

主に歳出の方のご説明を致します。

2款の総務費、48ページ下段からですが。

50ページの下段からの12節委託料のうち、51ページの最上段、入札参加申請受付登録委託112万8,000円は隔年で計上しているもので、インターネット上で行っている入札参加申請の受付作業を委託するものとのことで、委員より、委託の内容は。また、町の職員でやれない状況なのかという質疑がありまして、前々回ほどから徳島の民間業者に委託をしている。この受付作業は、以前は参加申請の用紙を役場に持って来ていただき、町の職員がコンピューターに入力する形を取っていたが、この作業は単純作業でもあり、加えて、現在はインターネット上でそのままデータで申請ができるという形になっていることもあり、事務効率の観点から委託としているとのことです。

これを受けまして委員より、近年、さまざまな業務で外部委託が多く見受けられようになってきていると思われるが、職員の人材育成の観点からすると、懸念材料となる恐れもあるので留意していただきたいとの意見がありました。

続きまして、53ページからの3項財産管理費のうち、54ページ、12節委託料の下から2番目、集会所新築実施設計委託264万円は、佐賀橘川地区の集会所の実施設計分とのことです。

なお、同集会所は、昭和45年の建築で築後50年ほど経過しているため、令和3年度の建て替えを目指して

動いているとのことでございます。

続きまして、55ページ、17節備品購入費の公用車1,456万9,000円につきましては、老朽化による更改で7台分を見込んでいるとのことです。

その下、18節負担金補助及び交付金の集落整備事業費補助金880万円は、大方橘川集会所の耐震と改修として800万円ほどを含んでいるとのことです。

その下、中段からの5目財政管理費、24節積立金のうち、56ページ上段のふるさと納税基金が約6億円と、その下、森林環境譲与税基金2,250万円ほどが計上されているとのことです。

その下、6目企画費のうち、1節報酬の2番目の地域おこし協力隊の2,263万7,000円につきましては、11名分を計上しているとのことです。

その下、集落支援員339万8,000円につきましては、2名分とのことです。

これにつきまして委員より、集落支援員の内容はとの質疑がありまして、県の補助期間の3年経過後は、それぞれの集落活動センターにて自立してやっていただいているが、事務作業などのそれぞれの厳しいと思われていることへの対応などを考慮して、支援員として2名分を計上しているとのことです。

続いて、57ページ。

12節委託料の1番目、大方高校支援業務委託865万円は、公設塾運営委託が560万円、女子サッカー指導者等の委託に305万円となっているとのことです。

なお、この公設塾は、大方高校に通う1年、2年生、加えて、町内出身の高校1年生、2年生を対象に週2回、1回2時間ほどで英語、数学の授業を予定しているとのことです。

女子サッカーにつきましては、指導者を外部から招聘（しょうへい）し、大方高校の女子サッカーの指導、および町の保育所、小学校、中学校のスポーツの指導、また、シニアの健康づくりに寄与していただきたいと考えているとのことでした。

これに対し委員より、女子サッカー関連の取り組み状況はとの質疑がありまして、現状は、部員もまだまだ少ない状況。今後の取り組みとして、大方高校とは別に幡多エリアでジュニアの女子チームを一つつくって、小学生、中学生、経験者などで週1回、土日などに集まってサッカーをするということなどにより、少しずつ広げていきたいとのことです。

また、その指導者により、保育所、小学校、中学校の生活指導を含めた運動面の指導、さらにはシニアの方への指導も広めていきたいとの話でした。

その後、58ページの18節負担金補助及び交付金につきましては、基本的には例年どおりの計上としているとのことで、その中で、59ページ上から3行目、黒潮町鉄道施設安全対策事業費負担金（車両購入）4,253万5,000円につきましては、土佐くろしお鉄道の車両が耐用年数などにより新型車両を2両購入することとなりまして、その2両の車両の代金7億2,400万円のうち、黒潮町の負担分が5.875パーセントとなったことによるものとのことです。

その下、補助交付金の1番目、コミュニティ助成事業補助金250万円は、宝くじ関連の事業で、来年度につきましては御坊畑地区から申請が挙がってきているとのことです。

その2つ下、住宅改修促進事業費補助金1,700万円は、空き家改修修繕事業として、国、県関係の耐震改修の70万円分を10軒、それ以外の50万円の分を20軒、合計30軒分を計上しているとのことです。

その下、地方創生移住支援事業補助金200万円は、先ほど申し上げました東京23区からの移住関係の予算で、昨年度の実績により100万円減を計上したとのことです。

続きまして、下から2番目、入野市街地交通実証運行費補助金360万円、その下のエリアデマンド運行費補

助金360万円は、馬荷地区で本格運行化するものとのことです。

委員より、入野市街地の交通実証運行の計画の内容はとの質疑がありまして、現在、佐賀地区で実証運行をしているが、国道だけでなく、地域の中も運行していただきたいと要望しているとのことでした。

続きまして62ページ、9目交通安全対策費、18節負担金補助及び交付金の最下段からの自動車安全運転支援装置設置補助金100万円につきましては、サポートカーに対する補助金で、アクセルの踏み間違いによる誤発進防止装置を既存の車に後付けする場合の補助金で、国の補助以外の部分に対して1件当たり5万円を上限とした補助を20件分計上しているとのことです。

それに対しまして委員より、取り付けができる場所は。また、対象者の年齢制限はとの質疑がありまして、民間の修理工場では取り付けが難しいので、その車のディーラーになると思われる。また、対象者は65歳以上の方を予定としているとのことでした。

64ページからの11目情報化推進費のうち、65ページ、12節委託料で新しく計上しているのが、下から4番目の自主放送番組送出システム更改委託2,721万8,000円で、システムの耐用年数が5年から7年のところ9年経過しておりまして、先般も音が出ないなどの故障があるなど、限界に来ていると判断して更改をするものとのことです。

最下段から66ページにかけての14節工事請負費のうち、66ページ上から2番目、入野地域伝送路冗長化工事1,500万円につきましては、大方地域の道路改良に伴いまして、新道路の地下に整備の管路を通すことで伝送路の冗長化をして、災害時への対応などを図るための工事とのことです。

27節繰出金の情報センター事業特別会計繰出金1億6,582万円は、令和元年度の1億5,765万3,000円に比べまして816万7,000円の増額となっております。

なお、この繰出金には、合併特例債、辺地債を活用した特別交付税措置として一般会計に9,914万3,000円の入があるとのことで、差額の6,667万3,000円が実質的な一般会計からの繰出負担分となっているとのことです。

その下、12目国土調査費についてですが。令和2年度は、下田の口、上田の口地区の約1.63平方キロメートルを予定して予算を計上しているとのことでした。

69ページからの2項徴税費、1目税務総務費関連ですが、70ページ下段からの18節の負担金補助及び交付金では、71ページの右上、幡多広域租税債権管理機構分担金で、例年どおり割当一杯の30件分、476万8,000円を組んでいるとのことでした。

これに対し委員より、30件で対応は充分か。また、費用対効果の面はどうなっているかとの質疑がありまして、これ割り当てですが、市が100件、町村が30件の割り当てで動いている。また、効果としては1,000万円ほどの収益となっているとのことでした。

146ページからの9款消防費につきましては、146ページ、1項1目、常備消防費が昨年度比2,304万9,000円の増額となっており、これは高規格道路の延伸でより広域的な活動が求められることにより、昨年度に引き続き黒潮消防署の署員を1名増員することによるものとのことです。

148ページ。

12節委託料の消防団事務委託3,669万4,000円は、これまで役場がやっていたものを黒潮消防署に一部移管することとしたことによるもので、この非常備消防費全体としては大きな増額にはなっていないとのことです。

149ページ。

4目防災費のうち、150ページの12節委託料の1番目、防災まちづくりプロジェクト業務委託389万円は、今年度、町内の学校のPTAの防災委員を中心に、防災への取り組みをしていただいておりますが、これをさら

に進めていこうとするものとのことです。

その下、土砂災害対策支援業務委託407万円は、今年度、佐賀2エリア、大方2エリアにて実施しましたが、来年度も同様に佐賀2エリア、大方2エリアを目標に進めていくためのものとのことです。

その下、国土強靭化地域計画策定業務委託662万2,000円は、これを進めるに当っては地域による計画が重要とする国の施策によるものとのことです。

これに対し委員より、計画の内容はとの質疑がありまして、災害対策を目標として、災害時の人命保護、社会の重要な機能の維持、国民の財産および公共施設に係る被害の最小化、また、迅速な復旧、復興などを掲げ、取り組んでいこうとするものとのことで、このため、これらに向けた地域づくりを平時から取り組むために、内容を取りまとめて計画を立てておくものということでした。

続きまして、151ページ、18節負担金補助及び交付金の下から4番目の、木造住宅耐震改修工事費補助金2億2,000万円は、昨年度の150軒分より50軒分増やして200軒分を計上しているとのことです。

その下、木造住宅耐震改修設計費補助金7,500万円は、昨年度の200軒分より50軒分増やして250軒分を計上しているとのことです。

その下、ブロック塀対策費補助金1,200万円は、昨年度の30件より10件増やしまして40件分を計上しているとのことでした。

続きまして、10款の教育費です。

152ページ、2項事務局費の1節報酬の下から2番目、外国語指導助手（ALT）1,084万円につきましては、現在2名を雇用しているが来年度は4名に増員し、各中学校に2名常駐していただくとともに、ほかの2名により各小学校を巡回して指導していただく体制を取るためのものだとのことです。

158ページの中段からの2項小学校費のうち、160ページ、2目教育振興費の増額の要因は、162ページ、17節備品購入費の教師用指導書1,205万5,000円などによるものとのことです。

この指導書の購入は、教科書の改訂により、町内の小学校8校において13教科分の教師の指導書の全てを改訂するためのものとのことです。

162ページ下段からの中学校費のうち、165ページ、2目教育振興費、1節報酬の学校支援員671万6,000円は、これまで学習支援員の名称の下で2名雇用しておりましたが、これを4名に増員するものとのことで、その下の部活指導員148万4,000円は3名分とのことです。

委員より、この部活指導員の内容について質疑がありまして、教員の多忙化を解消するため、教員以外の方に部活のコーチなどを時間雇用でお願いをするもの。佐賀中学校ではサッカー部、大方中学校では陸上部と野球部にそれぞれ1名を予定しているとのことでした。

それから168ページ、2目社会教育振興費、1節報酬の教育相談員167万9,000円につきましては、設置予定の子どもサポートセンターに非常勤で1名分を計上しているとのことでございました。

これに対して委員より、これまでの補導員と内容は同じかという質疑がありまして、不登校生への対応をメインに元教員の方を数名にお願いし、1名分の報酬で組み合わせてのやりくりを予定しているとのことです。現在予定の員数につきましては、4名を予定しているとのことです。

171ページからの4目図書館費につきまして、172ページ、12節委託料の大方あかつき館等の指定管理業務委託3,340万7,000円は、昨年度比470万1,000円の増額となっているということ。主なものは、12節委託料の大方あかつき館等の指定管理業務委託3,340万7,000円で、昨年度比で485万円の増額となっているとのことです。

増額の理由と致しまして、人件費をこれまで5.5人分で組んでいたものを、来年度は6人分にしたことによ

るものとのことです。加えまして、図書費をこれまでの300万円から、増書を目指しまして500万円に増額したことも増の要因とのことです。

続きまして、議案第112号、令和2年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてです。

まず、歳入の方ですが。

6ページの諸収入のうち、1項の貸付金戻入の所ですが、現年度分1,918万円につきましては、高校生が13人、大学生が21人の計34人分となっているとのことです。

2節の貸付金戻入滞納繰越分80万円につきましては、滞納者33人分を計上しているとのことで、委員より、滞納者の内容、また滞納額が多いが、運用は大丈夫か。以前からも問題視されている本人や保護者の考え方など、貸出時の確認はできているかとの質疑がありまして、滞納者数は実人数で33名。滞納総金額は803万4,800円とのことで、運用の評価につきましてですが、現状、翌年度に500万円ほど回していけることもあり、基金残高も1,941万円ほどあるので、運用していけると考えている。また、貸出時の確認は、一昨年から保護者だけでなく本人も出席していただいて説明を行っているとのことでした。

歳出の方ですが。

8ページの1目の奨学資金貸付金、20節の貸付金1,428万円につきましては、本会議での説明のとおりとのことでございました。

なお、継続の方が高校生5名、大学生18名に加え、今回、新たに高校生5名、大学生15名となっており、合計43人分を計上しているとのことです。

次に、議案第113号、令和2年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算につきましては、説明は本会議にての説明のとおりで、質疑はありませんでした。

続きまして、議案第121号、令和2年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてです。

まず、歳出の方からいきます。

8ページからですが、2款事業費、1項情報通信費のうち、10ページの2目通信サービス提供事業、11節役務費のIPS業務通信運搬費5,293万9,000円は、本会議でも質疑がありましたが、昨年度の3,600万円より1,600万円ほど増額となっているとのことで、その理由としまして、最近の動画の伝送など、伝送量の増により伝送スピードの低下も見受けられるなど、現在の設備では対応が難しくなっている状況。このため、これに対応するために伝送の帯域を増やすためのものとのことです。

なお、令和元年度のインターネットの加入者としましては、120件増えているとの説明もありました。

歳入の方ですが、6ページ。

1款1項1目のサービス使用料、1節サービス提供使用料1億1,042万1,000円は、昨年度より783万円の増となっておるとのことです。

この要因としまして、それぞれの加入者増によるもので、昨年10月末時点の加入者が前年度比で、テレビ放送が60件増の2,373件となり、それによりまして2,917万4,000円。一方、インターネット通信が前年度より120件増の1,549件となっておりまして、それにより8,096万9,000円を計上して、合計で783万円の増となっているとのことでした。

委員より、増えた要因はとの質疑がありまして、インターネットにつきましては、通信速度の速さを求めて加入される方が多いと思われる。また、テレビ放送につきましては、1チャンネル増設しております愛媛朝日放送に人気がありまして、一因になっているのではと感じているとのことでございました。

続きまして、議案第124号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更についてから、議案第128号、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託

についてまでの5議案につきましては、本会議と同様の説明がありまして、特段の質疑はありませんでした。

以上で、付託された議案についての審査結果の報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、澳本哲也君。

産業建設厚生常任委員長（澳本哲也君）

それでは、産業建設厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過ならびに結果を報告致します。

当委員会は、町長、関係課長、委員出席の下、3月9日、10日と、両日にわたり慎重に審査致しました結果、当委員会に付託された議案第66号から議案第123号まで、全会一致で可決すべきものと決しました。

これより、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案第66号、黒潮町立交流センターみらいの設置及び管理に関する条例の制定についてですが、旧佐賀保育所の再利用を図り、子どもからお年寄りまで利用できる施設で、5団体がかかわる施設だそうです。

委員から、管理が難しくなるのではないかという質疑がありました。

執行部から、メインになってくる団体に指定管理者になってもらい、使用規定など早急に作成するということです。

付託表の議案第 67 号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第94号、黒潮町中小企業者等経営支援会議設置条例の制定についてまでは、町の付属機関で、今まで要綱として動いていた機関を条例に制定したもの、また、条ずれの整備などであります。

そのうち、議案第87号、黒潮町中山間等直接支払交付金制度基準検討会設置条例の制定についての委員の任期について、委員より、任期が5年間とあるがどうしてかという質疑がありました。

執行部から、1期が5年のものであるという回答でありました。

続きまして、議案第88号、黒潮町空家等対策協議会設置条例の制定について、委員より、今までこのような協議会はあったかという質疑があり、執行部より、今までは協議会はなく、平成28年から5年間の計画で取り組んできた。令和2年度までの計画で、2年度から調査、計画を実施し、令和3年度から新しい計画を整備するための委員会であるということです。

議案第102号、令和元年度一般会計補正についてです。

ページ、33ページ。

歳出の2款総務費、ふるさと納税補正額マイナスの1億1,279万8,000円は、9億円の目標を下方修正し7億円にするということだったが、理由はとの質疑がありました。

執行部より、見込みで9億円と定めたが、思うように伸びなかったということであります。

ページ、47ページ。

7款商工費、補助交付金のプレミアム付商品券ですが、なぜマイナスの4,500万になったのかと質疑ありました。

執行部より、今回の商品券は対象者が3,573人のうち購入者が932人と少なく、購入申請手続きなどの問題で、購入率が26.1パーセントであったため減額したとの説明がありました。

議案第105号、令和元年度黒潮町健康保険事業特別会計補正予算についてから、議案第109号、令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてまでは、特別会計交付金の確定や精査により確定したものであるということです。

そのうち、議案第106号、黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算については、人件費の削減によるものだそうです。

議案第110号、令和2年度黒潮町一般会計予算について報告します。

歳出2款、58ページ、企画費ですが、 委員より、委託料の定住促進住宅設計・施工監理委託の1,986万円は町内の業者かとの質疑がありました。

執行部より、委託は町内、町外がありますが、工事は町内の業者にお願いするということでありました。

ページ、68ページ。

委員より、ふるさと納税目標額6億円だが、返礼品は何種類かという質疑がありました。

執行部より、現在は300種類くらいあり、新しい商品は開拓していくということであります。

ページ79、3款。

委員より、民生費の繰出金の高額療養貸付基金繰出金の300万円の利用はあるのか、周知はしているかという質疑がありました。

執行部より、あまり利用者はいない。あまり知られていないと思う。広報などで周知はしている、とのことです。

ページ、107ページ、4款。

委員より、衛生費、塵芥処理費の委託料塵芥収集委託7,621万3,000円は、人口も減少し、ごみは減っていると思うがとの質疑があり、執行部より、令和2年度は少し上がっている。人口は減少しごみも減っているが、収集の回数は変わりはないためとのことです。

ページ112、6款農林水産業費。

委員より、農業総務費の負担金補助及び交付金の農業用廃プラスチック等処理協議会補助金86万7,000円は、どこの協議会へ補助しているのかとの質疑がありました。

執行部より、協議会への補助金ではなく、年間6回程度、高知市の方へ処理で持って行くための必要経費であるとの説明でした。

ページ112、113。

委員より、農業振興費の報酬と報償費の使い分けはどうなっているかとの質疑がありました。

執行部より、委員は報酬で、それ以外は報償費で支払いをしているということです。

ページ115、負担金補助及び交付金の負担金で、担い手支援事業費補助金1,277万5,000円は何名か。そして、終了して何パーセントぐらいの人が就農しているかとの質疑がありました。

執行部より、令和2年度は11名分を予定しており、終了した者は今まで高い率で就農している、という説明がありました。

ページ、118ページ。

委員より、林業振興費の報償費、有害鳥獣捕獲奨励金1,351万円は充分足ると思うか。また、現在、町内で何人が捕獲をしているかとの質疑がありました。

執行部より、恐らく足りなくなると思う。最近ではイノシシの子どもも多く、捕獲しなければ全ての鳥獣が

増えてくる。ということです。そして、現在、町内で捕獲に携わる人数は約50人という回答でした。

ページ、119ページ。

委員より、委託料の森林病害虫等防除事業委託260万1,000円ですが、今までは6月から7月に散布したということですが、早い時期の方が効果があると伺っています。来年度はどうするかという質疑がありました。

執行部より、ラッキョウの収穫と重なり6月から7月に散布していたが、ラッキョウ耕作組合と話し合い、協力してくれるということで、来年度は早めの散布を予定している。また、樹幹注入の500万円は当初6年間の計画だったが、3年間で行う予定で、来年度は764本に樹幹注入する予定だそうです。

ページ124。

委員より、水産業振興費、工事請負費の投石漁礁設置工事費1,490万円は、深場では効果がないのかという質疑がありました。

執行部より、水深50メートルまでしかエビなどはいなく効果がない。来年度は、上川口にスラグ1,000平米、田野浦、不要ブロック300平米を実施するとのことです。

ページ125。

委員より、漁獲共済掛金補助210万円は何件かとの質疑があり、執行部より、21件とのことです。

7款、131から、ページ132、商工費。

委託料で、令和2年度もNPO砂浜美術館を中心にスポーツツーリズムの推進を委託しているが、今回の新型コロナウイルスの件などでイベントを中止する場合、町が判断するのかと質疑がありました。

執行部より、町が主催のものは全て中止。委託先の主催の分は、自粛要請になるということです。

ページ137、8款土木費。

委員より、道路橋梁維持費の委託料、町道草刈等業者委託2,750万円は森林組合に委託するということだが、作業員にとって何かメリットはあるのかという質疑がありました。

執行部より、作業に関して何も今までと変わりない。事務関係を委託するもので、今までのように賃金でできなくなったためということです。

ページ146、住宅建設費。

委員より、工事請負費の町営住宅等整備工事3億7,151万6,000円の戸数がなぜ22戸なのか。建設総額と工期はいつまでかとの質疑がありました。

執行部より、当初調査したとき、万行第1、第2の世帯が22戸であった。そして、建設総額は6億8,800万で、完成が令和3年秋を予定しているとのことです。

議案第114号、黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について。

令和2年度は昨年と比べ6,863万円の減の理由は、との質疑がありました。

執行部より、被保険者が減ったためとのことです。

議案第115号、黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について。

歳出のページ12、2款。

委員より、医業費の備品購入費95万5,000円の内容は、との質疑がありました。

執行部より、県補助が2分の1あり、持ち運びできるポータブル心電図を購入するということです。

議案第116号、黒潮町介護保険事業特別会計予算について、そして議案第117号、黒潮町介護サービス事業特別会計予算については、両方とも増額予算になっているとのことです。

議案第118号、黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について。

まず、歳出。

1款総務費の一般管理費、委託料の高齢者保険事業委託43万1,000円だが、今までよりかなりの縮小をしている。高齢者の方たちにはかなり必要な事業と思うが、との質疑がありました。

執行部より、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業の実施準備に向け、本事業の内容を再検討するということです。

議案第119号、黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について。

委員より、現在の利用戸数と、区域内で合併浄化槽を設置する場合、補助を受けることができるかとの質疑ありました。

執行部より、現在、蜷川地区75戸、出口地区81戸加入をしているということです。そして、合併浄化槽の補助は両区域は対象外であり、受けることができないとのことです。

議案第122号、黒潮町水道事業特別会計予算について。

令和2年度の事業実施計画として、6か所を予定しているということです。

最後、議案第123号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者についてです。

委員より、指定管理者としての要件と、事業実績は何によって評価されるのかとの質疑がありました。

執行部より、前年度までの事業実績等で判断し、毎年4月に提出される実績報告書を参考に事業実績の評価をしていると。

また、委員より、今回、公募した上で決定したことは評価できるとの発言がありました。

以上をもって、産業建設厚生常任委員会の報告と致します。

議長（小松孝年君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、15時30分まで休憩します。

休　憩　　15時　20分

再　開　　15時　30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、討論を行います。

初めに、議案第59号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第59号の討論を終わります。

次に、議案第60号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第60号の討論を終わります。

次に、議案第61号、黒潮町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第61号の討論を終わります。

次に、議案第62号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第62号の討論を終わります。

次に、議案第63号、黒潮町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第63号の討論を終わります。

次に、議案第64号、黒潮町振興計画審議会条例を廃止する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第64号の討論を終わります。

次に、議案第65号、黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第65号の討論を終わります。

次に、議案第66号、黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

次に、議案第67号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第67号の討論を終わります。

次に、議案第68号、黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第68号の討論を終わります。

次に、議案第69号、黒潮町少年補導育成センター設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第69号の討論を終わります。

次に、議案第70号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第70号の討論を終わります。

次に、議案第71号、黒潮町監査委員条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第71号の討論を終わります。

次に、議案第72号、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第72号の討論を終わります。

次に、議案第73号、黒潮町ふるさと創生（人材育成）事業選考委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第73号の討論を終わります。

次に、議案第74号、黒潮町地域福祉計画委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第74号の討論を終わります。

次に、議案第75号、黒潮町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第75号の討論を終わります。

次に、議案第76号、黒潮町高齢者虐待防止（権利擁護）ネットワーク会議設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第76号の討論を終わります。

次に、議案第77号、黒潮町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第77号の討論を終わります。

次に、議案第78号、黒潮町地域自立支援協議会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第78号の討論を終わります。

次に、議案第79号、黒潮町福祉避難所協議会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第79号の討論を終わります。

次に、議案第80号、黒潮町高齢者福祉計画・黒潮町介護保険事業計画委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第80号の討論を終わります。

次に、議案第81号、黒潮町介護保険地域密着型サービス運営委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第81号の討論を終わります。

次に、議案第 82 号、黒潮町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第82号の討論を終わります。

次に、議案第83号、黒潮町健康増進計画・食育推進計画審議会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第83号の討論を終わります。

次に、議案第84号、黒潮町保健文化賞等選定委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第84号の討論を終わります。

次に、議案第85号、黒潮町施設レモン産地化支援事業事業者選定委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第85号の討論を終わります。

次に、議案第86号、黒潮町人・農地プラン検討会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第86号の討論を終わります。

次に、議案第87号、黒潮町中山間地域等直接支払交付金制度基準検討会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第87号の討論を終わります。

次に、議案第88号、黒潮町空家等対策協議会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第88号の討論を終わります。

次に、議案第89号、黒潮町男女共同参画計画策定委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第89号の討論を終わります。

次に、議案第 90 号、黒潮町自立支援対策事業基金審査委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第90号の討論を終わります。

次に、議案第91号、黒潮町水産振興協議会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第91号の討論を終わります。

次に、議案第92号、黒潮町漁業振興基金判定委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第92号の討論を終わります。

次に、議案第93号、黒潮町水産業経営資金審査委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第93号の討論を終わります。

次に、議案第94号、黒潮町中小企業者等経営支援会議設置条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第94号の討論を終わります。

次に、議案第95号、黒潮町教科用図書調査委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。
（なしの声あり）
討論なしと認めます。
これで、議案第95号の討論を終わります。
次に、議案第96号、黒潮町教育委員会外部評価委員設置条例の制定についての討論はありませんか。
（なしの声あり）
討論なしと認めます。
これで、議案第96号の討論を終わります。
次に、議案第97号、黒潮町放課後子ども教室運営委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。
（なしの声あり）
討論なしと認めます。
これで、議案第97号の討論を終わります。
次に、議案第98号、黒潮町子ども読書活動推進委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。
（なしの声あり）
討論なしと認めます。
これで、議案第98号の討論を終わります。
次に、議案第99号、黒潮町上林暁文学館協議会設置条例の制定についての討論はありませんか。
（なしの声あり）
討論なしと認めます。
これで、議案第99号の討論を終わります。
次に、議案第100号、黒潮町教育支援委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。
（なしの声あり）
討論なしと認めます。
これで、議案第100号の討論を終わります。
次に、議案第101号、黒潮町教育研究所運営委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。
（なしの声あり）
討論なしと認めます。
これで、議案第101号の討論を終わります。
次に、議案第102号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。
（なしの声あり）
討論なしと認めます。
これで、議案第102号の討論を終わります。
次に、議案第103号、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。
（なしの声あり）
討論なしと認めます。
これで、議案第103号の討論を終わります。
次に、議案第104号、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。
（なしの声あり）
討論なしと認めます。

これで、議案第104号の討論を終わります。

次に、議案第105号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第105号の討論を終わります。

次に、議案第106号、令和元年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第106号の討論を終わります。

次に、議案第107号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第107号の討論を終わります。

次に、議案第108号、令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第108号の討論を終わります。

次に、議案第109号、令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第109号の討論を終わります。

次に、議案第110号、令和2年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第110号の討論を終わります。

次に、議案第111号、令和2年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第111号の討論を終わります。

次に、議案第112号、令和2年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第112号の討論を終わります。

次に、議案第113号、令和2年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第113号の討論を終わります。

次に、議案第114号、令和2年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第114号の討論を終わります。

次に、議案第115号、令和2年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第115号の討論を終わります。

次に、議案第116号、令和2年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第116号の討論を終わります。

次に、議案第117号、令和2年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第117号の討論を終わります。

次に、議案第118号、令和2年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第118号の討論を終わります。

次に、議案第119号、令和2年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第119号の討論を終わります。

次に、議案第120号、令和2年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第120号の討論を終わります。

次に、議案第121号、令和2年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

反対討論です。

これ、予算は通信サービス提供事業で、この予算書で1,777万9,000円、昨年より増額になってます。

委員長報告では、このサービスの点は1,600万円が増額になってるということでした。これは、伝送スピードが追いつかないのでバージョンアップしていくということだ、という報告でした。

このハイテクは必ずこういうことが起きてきます。最初に私たちが反対したときも、そういうことも危惧（きぐ）しながら反対したんですけど。世の中進んでいきますし、こういう事業は必ず進みますので、いつもいつも、何年か後にはこういうことをしなきゃならない。

先ほど、テレビ加入者は増えてると言ってました。増えることはありがたいことですが、朝日放送、テレビ朝日ですかね。それが1局増えたということが功を奏してる。そこには、私の記憶では大体600万ぐらいじゃなかったかな、税金がつぎ込まれています。常にこうして、まあ住民サービスは必要ですけども、多額の税金が食われていくということについては、やっぱり一言反対しとかなきゃいけないと私は思ってます。

それで、当初予算の方に反対討論しませんでしたけども、この特別会計に繰出金が出てますので、当初予算についてもおんなじ理由で反対です。

議長（小松孝年君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第121号の討論を終わります。

次に、議案第122号、令和2年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第122号の討論を終わります。

次に、議案第123号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第123号の討論を終わります。

次に、議案第124号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第124号の討論を終わります。

次に、議案第125号、高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第125号の討論を終わります。

次に、議案第126号、高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第126号の討論を終わります。

次に、議案第127号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第127号の討論を終わります。

次に、議案第128号、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第128号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第59号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手お願いします。

挙手全員です。

従って、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手お願いします。

挙手全員です。

従って、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、黒潮町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、黒潮町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手お願いします。

挙手全員です。

従って、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、黒潮町振興計画審議会条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、黒潮町少年補導育成センター設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、黒潮町監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。
従って、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第72号、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 73 号、黒潮町ふるさと創生（人材育成）事業選考委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第74号、黒潮町地域福祉計画委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第75号、黒潮町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第76号、黒潮町高齢者虐待防止（権利擁護）ネットワーク会議設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第77号、黒潮町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第78号、黒潮町地域自立支援協議会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、黒潮町福祉避難所協議会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第80号、黒潮町高齢者福祉計画・黒潮町介護保険事業計画委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第81号、黒潮町介護保険地域密着型サービス運営委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第82号、黒潮町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第83号、黒潮町健康増進計画・食育推進計画審議会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第84号、黒潮町保健文化賞等選定委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第85号、黒潮町施設レモン産地化支援事業事業者選定委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第86号、黒潮町人・農地プラン検討会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第87号、黒潮町中山間地域等直接支払交付金制度基準検討会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第88号、黒潮町空家等対策協議会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第88号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第89号、黒潮町男女共同参画計画策定委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第89号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第90号、黒潮町自立支援対策事業基金審査委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第90号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第91号、黒潮町水産振興協議会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第91号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第92号、黒潮町漁業振興基金判定委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第92号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第93号、黒潮町水産業経営資金審査委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第93号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、黒潮町中小企業者等経営支援会議設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第94号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第95号、黒潮町教科用図書調査委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第95号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第96号、黒潮町教育委員会外部評価委員設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第96号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第97号、黒潮町放課後子ども教室運営委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第97号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第98号、黒潮町子ども読書活動推進委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第98号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第99号、黒潮町上林暁文学館協議会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第99号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第100号、黒潮町教育支援委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第100号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第101号、黒潮町教育研究所運営委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第101号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第102号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第102号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第103号、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第103号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第104号、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第104号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第105号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第105号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第106号、令和元年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第106号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第107号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第107号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第108号、令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第108号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第109号、令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。
従って、議案第109号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第110号、令和2年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第110号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第111号、令和2年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第111号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第112号、令和2年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第112号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第113号、令和2年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第113号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第114号、令和2年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第114号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第115号、令和2年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第115号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第116号、令和2年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第116号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第117号、令和2年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第117号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第118号、令和2年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第118号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第119号、令和2年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第119号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第120号、令和2年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第120号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第121号、令和2年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第121号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第122号、令和2年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第122号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第123号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第123号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第124号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第124号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第125号、高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第125号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第126号、高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第126号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第127号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第127号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第128号、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第128号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第3、議案第129号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第129号、教育委員会委員の任命について説明させていただきます。

教育委員会の都築武夫委員が、令和2年6月5日をもって任期満了となることに伴い、その後任として、黒潮町浮鞭1753番地、昭和35年1月1日生まれの松井和久さんを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

松井さんは、人望も厚く、財団法人大方青少年育成会の職員として長年勤務されており、教育行政への見識も高く、新たに教育委員会委員としてお願いをするものです。

なお、任期につきましては、令和2年6月6日から令和6年6月5日となっております。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

議案第 129 号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

ただ今の出席議員は 13 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 8 番矢野昭三君、9 番宮地葉子君を指名します。

投票用紙をお配りします。

（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

矢野昭三君、宮地葉子さんは、投票箱の点検をお願いします。

（投票箱点検）

異常はありませんか。

（なしの声あり）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり、松井和久君を任命することに同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載をお願いします。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により否と見なしますので、ご了承願います。

それでは、1 番議員から順次投票をお願いします。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

矢野昭三君、宮地葉子君は、立ち会いをお願いします。

（開票）

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成13票、反対0票です。

以上のとおり、賛成全員です。

従いまして、議案第129号、教育委員会委員の任命について松井和久君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入口を開きます。

日程第4、議員の派遣に関する件についてを議題とします。

会議規則第127条の規定による、議員の派遣に関する件については、皆さまの議席に配布したとおりであります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会においての審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、皆さまの議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

令和2年3月第5回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、今議会に提案させていただきました全ての議案につきまして可決をいただき、ありがとうございます。

今議会を通じて賜りましたご意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長（小松孝年君）

お諮りします。

今定例会の会議に付議された事件は、全て議了致しました。

従って、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、今定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで、令和2年3月第5回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間　　16 時　43 分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議　　長　小松孝年

署名議員　宮地葉子

署名議員　澳本哲也